

甲 府 市 公 報

第 1369 号

発行所 甲 府 市 役 所
 発行人 甲 府 市
 (毎月 5 日 発行
 発行定日が休日に当たるときはその翌日)
 印刷所 サンニチ印刷
 甲府市北口二丁目 6 番 10 号

目 次

<p>【条 例】</p> <p>甲府市自転車等の放置の防止に関する条例…………… 577</p> <p>甲府市職員特別給与条例臨時特例の一部を改正する条例…………… 579</p> <p>甲府市市税条例の一部を改正する条例…………… 580</p> <p>甲府市税外収入の督促等に関する条例等の一部を改正する条例…………… 585</p> <p>甲府市市民会館条例の一部を改正する条例…………… 586</p> <p>甲府市市営住宅条例の一部を改正する条例…………… 587</p> <p>【規 則】</p> <p>甲府市自転車等の放置の防止に関する条例施行規則…………… 588</p> <p>【告 示】</p> <p>公の施設に係る指定管理者を公募する旨の告示 (2 件)…………… 592</p> <p>開発行為に関する工事の完了公告 (2 件)…………… 593</p> <p>国民健康保険被保険者証無効告示…………… 593</p> <p>開発行為に関する工事の完了公告 (2 件)…………… 593</p>	<p>参加差押通知書公示送達…………… 594</p> <p>参加差押解除通知書公示送達…………… 594</p> <p>農用地利用集積計画を定めた旨の公告…………… 594</p> <p>住民票を職権消除した者の告示…………… 594</p> <p>地籍調査の結果に基づき地図及び簿冊を作成した旨の公告…………… 595</p> <p>公の施設に係る指定管理者を公募する旨の告示…………… 595</p> <p>入札告示 (4 件)…………… 597</p> <p>開発行為に関する工事の完了公告…………… 601</p> <p>入札告示…………… 602</p> <p>広告物等を保管した旨の公告…………… 603</p> <p>開発行為に関する工事の完了公告…………… 603</p> <p>国民健康保険料納入通知書公示送達…………… 603</p> <p>市民税・県民税税額決定兼納税通知書公示送達…………… 604</p> <p>入札告示 (2 件)…………… 604</p> <p>開発行為に関する工事の完了公告…………… 606</p> <p>プロポーザル方式に係る手続き開始の公告…………… 606</p> <p>平成25年度補正予算の公表…………… 607</p> <p>開発行為に関する工事の完了公告…………… 607</p> <p>介護保険被保険者証無効告示…………… 608</p>	<p>開発行為に関する工事の完了公告…………… 608</p> <p>法人市民税督促状公示送達…………… 608</p> <p>入札告示 (9 件)…………… 608</p> <p>予防接種実施公告…………… 617</p> <p>市道路線の認定告示…………… 618</p> <p>開発行為に関する工事の完了公告…………… 618</p> <p>甲府市職員採用試験実施公告…………… 618</p> <p>国民健康保険被保険者証無効告示…………… 618</p> <p>【教育委員会】</p> <p>公の施設に係る指定管理者を公募する旨の告示…………… 619</p> <p>プロポーザル方式に係る手続き開始の公告 (2 件)…………… 620</p> <p>【農業委員会】</p> <p>甲府市農業委員会 9 月定例総会招集公告…………… 622</p> <p>【上下水道局】</p> <p>指定給水装置工事事業者の指定告示…………… 622</p> <p>入札告示…………… 622</p> <p>プロポーザル方式に係る手続き開始の公告…………… 624</p>
--	---	---

入札告示（3件）…………… 625

[任 免 辞 令]

市長事務部局…………… 629

条例

甲府市自転車等の放置の防止に関する条例をここに公布する。

平成25年9月30日

甲府市長 宮 島 雅 展

甲府市条例第24号

甲府市自転車等の放置の防止に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、公共の場所における自転車等の放置の防止に関し必要な事項を定めることにより、交通の円滑化及び駅前広場等の良好な環境の確保を図り、もって市民の安全で快適な生活環境の保持に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 自転車 道路交通法(昭和35年法律第105号)第2条第1項第11号の2に規定する自転車をいう。
- (2) 自転車等 自転車又は道路交通法第2条第1項第10号に規定する原動機付自転車をいう。
- (3) 自転車等駐車場 一定の区画を限って設置される自転車等の駐車のための施設をいう。
- (4) 公共の場所 道路、駅前広場、公園その他の公共の用に供する場所で、自転車等駐車場以外の場所をいう。
- (5) 放置 自転車等の利用者が当該自転車等を離れて直ちに移動することができない状態をいう。

(市の責務)

第3条 市は、この条例の目的を達成するため、必要な施策を実施するものとする。

(自転車等の利用者の責務)

第4条 自転車等の利用者は、公共の場所に自転車等を放置することのないように努めなければならない。

2 自転車の利用者は、当該自転車について、防犯登録(自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律(昭和55年法律第87号)第12条第3項に規定する防犯登録をいう。次条において同じ。)を受けなければならない。

3 自転車等の利用者は、前条の規定により市が実施する施策(以下「市が実施する施策」という。)に協力しなければならない。

(自転車等の小売を業とする者の責務)

第5条 自転車等の小売を業とする者は、自転車の販売に当たっては、購入者に対し、当該自転車の防犯登録の勧奨に努めるとともに、市が実施する施策に協力しなければならない。

(鉄道事業者の責務)

第6条 鉄道事業者は、市長から自転車等駐車場の設置に協力を求められたときは、鉄道用地の譲渡、貸付けその他の措置を講ずることにより、当該自転車等駐車場の設置に積極的に協力しなければならない。

2 鉄道事業者は、市が実施する施策に協力しなければならない。

(施設設置者の責務)

第7条 百貨店、スーパーマーケット、銀行、遊技場等自転車等の大量の駐車需要を生じさせる施設の設置者は、当該施設の利用者のために必要な自転車等駐車場を設置するように努めるとともに、市が実施する施策に協力しなければならない。

(放置禁止区域の指定)

第8条 市長は、自転車等が放置されることにより、円滑な交通及び良好な環境が損なわれると認められる公共の場所を自転車等放置禁止区域(以下「放置禁止区域」という。)として指定することができる。

2 市長は、放置禁止区域を指定しようとするときは、第14条第1項に規定する甲府市自転車等駐車対策協議会の意見を聴かななければならない。

3 市長は、放置禁止区域を指定したときは、その旨を告示し、かつ、当該放置禁止区域内にその旨を掲示しなければならない。

(放置禁止区域の変更等)

第9条 市長は、放置禁止区域及びその周辺の状況の変化に応じ、当該放置禁止区域を変更し、又はその指定を解除することができる。

2 前条第2項及び第3項の規定は、放置禁止区域を変更し、又はその指定を解除する場合について準用する。

(放置禁止区域内における自転車等の放置の禁止)

第10条 自転車等の利用者は、放置禁止区域内に自転車等を放置してはならない。ただし、規則で定める場合においては、この限りでない。

(放置禁止区域内における自転車等の放置に対する措置)

第11条 市長は、放置禁止区域内に自転車等を放置し、又は放置しようとしている者に対し、当該自転車等を自転車等駐車場その他適切な場所に移動するよう命ずることができる。

2 市長は、放置禁止区域内に自転車等が放置されているときは、規則で定めるところにより、当該自転車等を撤去することができる。

3 市長は、前項の規定にかかわらず、放置禁止区域内において放置された自転車等が歩行者等の通行若しくは安全を著しく阻害し、又は消防、救急その他の緊急活動を阻害すると認められるときは、当該自転車等を直ちに撤去することができる。

4 市長は、前2項の規定により撤去しようとする自転車等が道路標識、街灯、街路樹等に係留されているときは、当該自転車等の係留器具の切断その他必要な措置を講ずることができる。この場合において、切断等によって生じた損害に対する補償は、行わないものとする。

(撤去した自転車等の措置)

第12条 市長は、前条第2項又は第3項の規定により自転車等を撤去したときは、当該自転車等を適当な場所に保管しなければならない。

2 市長は、前項の規定により自転車等を保管したときは、その旨を告示しなければならない。

3 市長は、第1項の規定により保管した自転車等(次項及び次条において「保管自転車等」という。)を当該自転車等の利用者又は所有者に返還するために必要な措置を講ずるものとする。

4 第2項の規定による告示の日から起算して6月を経過してもなお保管自転車等を返還することができないときは、当該自転車等の所有権は、市に帰属する。

(費用の徴収)

第13条 市長は、保管自転車等を返還するときは、撤去及び保管に要する費用として、次に定める額を当該保管自転車等の返還を受けようとする者から徴収する。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、当該費用を徴収しないことができる。

(1) 自転車 1台につき 1,000円

(2) 原動機付自転車 1台につき 2,000円

(協議会の設置)

第14条 自転車等の駐車対策に関する重要事項を調査審議するため、自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律第8条第1項の規定により、甲府市自転車等駐車対策協議会(以下「協議会」という。)を置く。

2 協議会は、委員15人以内で組織する。

3 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

(1) 市民代表

(2) 鉄道事業者

(3) 関係行政機関の職員

(4) その他市長が必要と認める者

4 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 委員は、再任されることができる。

6 前各項に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(臨時委員)

第15条 協議会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員若干人を置くことができる。

2 臨時委員は、市長が委嘱する。

3 臨時委員は、その特別の事項に関する調査審議が終了したとき、解任されるも

のとする。

(委任)

第16条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

- この条例は、平成26年1月1日から施行する。ただし、第8条第2項、第14条及び第15条並びに次項の規定は、公布の日から施行する。
- 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年10月条例第22号）の一部を次のように改正する。

別表22の項の次に次の1項を加える。

22の2	自転車等駐車対策協議会	会長	日額	8,900円
		委員及び臨時委員	日額	8,200円

甲府市職員特別給与条例臨時特例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成25年9月30日

甲府市長 宮 島 雅 展

甲府市条例第25号

甲府市職員特別給与条例臨時特例の一部を改正する条例

甲府市職員特別給与条例臨時特例（昭和24年2月条例第4号）の一部を次のように改正する。

第3条の58の次に次の2条を加える。

（平成25年10月分以降における退職料等の年額の特例）

第3条の59 職員又はその者の遺族に支給する退職料又は遺族扶助料の年額については、平成25年10月分以降、この条の規定の適用がないものとした場合におけるその年額が地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法（昭和37年法律第153号）第13条の2第1項に規定する控除調整下限額（以下この条において「控除調整下限額」という。）を超えるときは、当該年額に0.9を乗じて得た額とする。ただし、その額が控除調整下限額に満たないときは、控除調整下限額とする。

（平成26年4月分以降における退職料等の年額の改定）

第3条の60 職員又はその者の遺族に支給する退職料又は遺族扶助料の年額については、平成26年4月分以降、甲府市職員特別給与条例及びこの条例に定めるもののほか、恩給法中文官又はその遺族に支給する普通恩給又は扶助料の年額の改定の例により改定する。

第4条中「及び第3条の58」を「、第3条の58、第3条の59及び第3条の60」に改める。

附 則

(施行期日)

- この条例は、公布の日から施行する。

(退隠料等の年額の改定の場合の端数計算)

- 2 この条例の規定により退隠料又は遺族扶助料の年額を改定する場合において、当該規定により算出して得た退隠料又は遺族扶助料の年額に、50円未満の端数があるときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数があるときはこれを100円に切り上げた額をもって改定後の退隠料又は遺族扶助料の年額とする。

甲府市市税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成25年9月30日

甲府市長 宮 島 雅 展

甲府市条例第26号

甲府市市税条例の一部を改正する条例

甲府市市税条例(昭和25年8月条例第29号)の一部を次のように改正する。
第27条の6第2項中「第314条の7第2項」の次に「(法附則第5条の6第2項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)」を加える。

第31条に次の1項を加える。

- 2 市長は、特別の事情がある場合において前項の納期により難いと認めるときは、同項の規定にかかわらず、同項に規定する期間内において別に納期を定めることができる。

第32条の9の2第1項中「を当該年度の」の次に「初日の属する年の」を加え、同項第1号を削り、同項第2号を同項第1号とし、同項第3号を同項第2号とする。

第32条の9の5第1項中「当該年度の前年度において第32条の9の2第1項の規定により特別徴収の方法によって徴収された年金所得に係る特別徴収税額に相当する額」を「当該特別徴収対象年金所得者に対して課した前年度分の個人の市民税のうち当該特別徴収対象年金所得者の前々年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額の合算額(当該特別徴収対象年金所得者に係る均等割額を第32条の2第1項の規定により特別徴収の方法によって徴収した場合においては、前々年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額)の2分の1に相当する額」に改める。

第35条第5項中「(独立行政法人森林総合研究所が独立行政法人森林総合研究所法(平成11年法律第198号)附則第9条第1項又は第11条第1項の規定により行う旧独立行政法人緑資源機構法(平成14年法律第130号)第11条第1

項第7号イの事業又は旧農用地整備公団法（昭和49年法律第43号）第19条第1項第1号イの事業を含む。）」を削る。

第49条第3項中「前2項」を「第1項及び第2項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 市長は、特別の事情がある場合において前2項の納期により難いと認めるときは、これらの規定にかかわらず、これらに規定する期間内において別に納期を定めることができる。

第65条第2項中「5月15日」を「5月1日」に改め、同条に次の1項を加える。

3 市長は、特別の事情がある場合において前項の納期により難いと認めるときは、同項の規定にかかわらず、同項に規定する期間内において別に納期を定めることができる。

第152条第4項中「（独立行政法人森林総合研究所が独立行政法人森林総合研究所法附則第9条第1項の規定により行う旧独立行政法人緑資源機構法第11条第1項第7号イの事業を含む。）」を削る。

附則第5条の2の見出し中「附則第15条第2項第6号及び第10項」を「附則第15条第2項第6号等」に改め、同条第2項中「附則第15条第10項」を「附則第15条第9項」に改める。

附則第15条中「、第5項、第14項、第18項から第26項まで、第28項、第30項、第32項若しくは第36項」を「、第12項、第16項から第24項まで、第26項、第27項、第29項、第33項、第37項若しくは第38項」に改める。

附則第18条第4項及び第18条の2第4項中「第26条の5第1項」を「第26条の4第1項」に改める。

附則第19条の3の2第1項中「平成35年度」を「平成39年度」に、「平成25年」を「平成29年」に、「附則第5条の4の2第5項」を「附則第5条の4の2第6項（同条第9項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」に改める。

附則第19条の4中「又は附則第26条の5第1項」を「、附則第26条の3の2第1項又は附則第26条の4第1項」に改め、「附則第5条の5第2項」の次に

「（法附則第5条の6第2項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」を加える。

附則第21条の見出し中「配当所得」を「配当所得等」に改め、同条第1項中「及び次項」及び「おいて、当該上場株式等の配当等の支払を受けるべき年の翌年の4月1日の属する年度分の市民税について当該上場株式等の配当等に係る配当所得につきこの項の規定の適用を受けようとする旨の記載のある第26条の2第4項に規定する申告書を提出したとき」を削り、「配当所得については、同条第1項」を「利子所得及び配当所得については、第26条の2第1項」に、「配当所得の金額（以下）を「利子所得の金額及び配当所得の金額として令附則第16条の2の11第3項で定めるところにより計算した金額（以下）に、「上場株式等に係る配当所得の金額」を「上場株式等に係る配当所得等の金額」に、「課税配当所得」を「課税配当所得等」に改め、同条第2項中「市民税」を「前項の規定のうち、租税特別措置法第8条の4第2項に規定する特定上場株式等の配当等（以下この項において「特定上場株式等の配当等」という。）に係る配当所得に係る部分は、市民税の所得割の納税義務者が当該特定上場株式等の配当等の支払を受けるべき年の翌年の4月1日の属する年度分の市民税について特定上場株式等の配当等に係る配当所得につき前項の規定の適用を受けようとする旨の記載のある第26条の2第4項に規定する申告書を提出した場合に限り適用するものとし、市民税」に、「上場株式等の配当等」を「特定上場株式等の配当等」に改め、同条第3項第1号、第3号及び第4号中「配当所得」を「配当所得等」に改める。

附則第26条第3項中「又は第37条の9の2から第37条の9の5まで」を「、第37条の9の4又は第37条の9の5」に改める。

附則第26条の3の見出し中「株式等」を「一般株式等」に改め、同条第1項中「株式等に」を「一般株式等に」に、「附則第18条第6項」を「附則第18条第5項」に改め、「当該市民税の所得割の納税義務者が法第23条第1項第16号に規定する特定株式等譲渡所得金額（以下この項において「特定株式等譲渡所得金額」という。）に係る所得を有する場合には、当該特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額（第26条の2第6項の規定により同条第5項の規定の適用を受けないものを除く。）を除外して算定するものとする。」を削り、「第2項第1号」を「次項第1号」に改め、同条第2項第1号、第3号及び第4号中「株式等」を「一

般株式等」に改める。

附則第26条の3の2を次のように改める。

(上場株式等に係る譲渡所得等に係る個人の市民税の課税の特例)

第26条の3の2 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第37条の11第1項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等を有する場合には、当該上場株式等に係る譲渡所得等については、第26条の2第1項及び第2項並びに第27条の3の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の当該上場株式等に係る譲渡所得等の金額として令附則第18条の2第5項に定めるところにより計算した金額(当該市民税の所得割の納税義務者が法第23条第1項第17号に規定する特定株式等譲渡所得金額(以下この項において「特定株式等譲渡所得金額」という。)に係る所得を有する場合には、当該特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額(第26条の2第6項の規定により同条第5項の規定の適用を受けないものを除く。)を除外して算定するものとする。以下この項において「上場株式等に係る譲渡所得等の金額」という。)に対し、上場株式等に係る課税譲渡所得等の金額(上場株式等に係る譲渡所得等の金額(次項において準用する前条第2項第1号の規定により読み替えて適用される第27条の2の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)をいう。)の100分の3に相当する金額に相当する市民税の所得割を課する。

2 前条第2項の規定は、前項の規定の適用がある場合について準用する。この場合において、同条第2項中「附則第26条の3第1項」とあるのは「附則第26条の3の2第1項」と、「一般株式等に係る譲渡所得等の金額」とあるのは「上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「租税特別措置法」とあるのは「租税特別措置法第37条の11第6項の規定により読み替えて準用される同法」と読み替えるものとする。

附則第26条の3の3から第26条の4までを削る。

附則第26条の5第2項中「附則第26条の5第1項」を「附則第26条の4第1項」に改め、同条を附則第26条の4とする。

附則第26条の6を削る。

附則第26条の6の2第2項中「附則第26条の6の2第1項」を「附則第26条の5第1項」に改め、同条第5項第1号中「附則第26条の6の2第3項」を

「附則第26条の5第3項」に改め、同項第2号中「附則第26条の6の2第3項」を「附則第26条の5第3項」に、「附則第26条の6の2第4項」を「附則第26条の5第4項」に改め、同項第3号中「附則第26条の6の2第3項」を「附則第26条の5第3項」に改め、「に係る」の次に「利子所得の金額又は」を加え、同項第4号中「附則第26条の6の2第3項」を「附則第26条の5第3項」に改め、同条第6項中「附則第26条の6の2第3項」を「附則第26条の5第3項」に改め、同条を附則第26条の5とし、同条の次に次の1条を加える。

第26条の6 削除

附則第26条の6の3を削る。

附則第26条の7中「、第33条の2」を削り、「延滞金の」の次に「年14.6パーセントの割合及び」を加え、「各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法(平成9年法律第89号)第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合をいう」を「当該年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この条において同じ」に、「その年中においては、当該特例基準割合(当該特例基準割合に0.1パーセント未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)」を「その年(以下この条において「特例基準割合適用年」という。)中においては、年14.6パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合)に改め、同条に次の1項を加える。

2 当分の間、第33条の2に規定する延滞金の年7.3パーセントの割合は、同条の規定にかかわらず、特例基準割合適用年中においては、当該特例基準割合適用年における特例基準割合とする。

附則第27条第1項中「日本銀行法」の次に「(平成9年法律第89号)」を加え、「(以下本項)を」(当該期間内に前条第2項の規定により第33条の2に規定する延滞金の割合を同項に規定する特例基準割合とする年に含まれる期間がある場合には、当該期間を除く。以下この項)に、「到来する場合には、」を「到来す

る場合における」に、「前条」を「前条第2項」に改める。

附則第27条の2中「第9項」を「第10項」に改める。

附則第32条の2の見出し中「延長」を「延長等」に改め、同条第1項を次のように改める。

その有していた家屋でその居住の用に供していたものが東日本大震災（平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。次項において同じ。）により滅失（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成23年法律第29号。以下この条及び次条において「震災特例法」という。）第11条の6第1項に規定する滅失をいう。以下この項及び次項において同じ。）をしたことによってその居住の用に供することができなくなった所得割の納税義務者が、当該滅失をした当該家屋の敷地の用に供されていた土地等（同条第1項に規定する土地等をいう。次項において同じ。）の譲渡（震災特例法第11条の4第6項に規定する譲渡をいう。次項において同じ。）をした場合には、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句として、附則第22条、附則第23条、附則第26条又は附則第26条の2の規定を適用する。

附則第22条第1項	第35条第1項	第35条第1項（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成23年法律第29号）第11条の6第1項の規定により適用される場合を含む。）
	同法第31条第1項	租税特別措置法第31条第1項
附則第23条第1項	第35条第1項	第35条第1項（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第11条の6第1項の規定により適用される場合を含む。）
	同法第32条第1項	租税特別措置法第32条第1項
附則第26条第3項	第35条の2まで、第36条の	第34条の3まで、第35条（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に

	2、第36条の5	関する法律第11条の6第1項の規定により適用される場合を含む。）第35条の2、第36条の2若しくは第36条の5（これらの規定が東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第11条の6第1項の規定により適用される場合を含む。）
附則第26条の2第1項	租税特別措置法第31条の3第1項	東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第11条の6第1項の規定により適用される租税特別措置法第31条の3第1項

附則第32条の2第2項中「前項の規定は、同項」を「前2項の規定は、これら」に、「前項」を「、これら」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 その有していた家屋でその居住の用に供していたものが東日本大震災により滅失をしたことによってその居住の用に供することができなくなった所得割の納税義務者（以下この項において「被相続人」という。）の相続人（震災特例法第11条の6第2項に規定する相続人をいう。以下この項において同じ。）が、当該滅失をした旧家屋（同条第2項に規定する旧家屋をいう。以下この項において同じ。）の敷地の用に供されていた土地等の譲渡をした場合（当該譲渡の時までの期間当該土地等を当該相続人の居住の用に供する家屋の敷地の用に供していない場合に限る。）における当該土地等（当該土地等のうちにその居住の用に供することができなくなった時の直前において旧家屋に居住していた者以外の者が所有していた部分があるときは、当該土地等のうち当該部分以外の部分に係るものに限る。以下この項において同じ。）の譲渡については、当該相続人は、当該旧家屋を当該被相続人がその取得をした日として令附則第27条の2第4項で定める日から引き続き所有していたものと、当該直前において当該旧家屋の敷地の用に供されていた土地等を所有していたものとそれぞれみなして、前項の規定により読み替えられた附則第22条、附則第23条、附則第26条又は附則第26条の2の規定を適用する。

附則第33条第1項中「附則第45条第3項」を「附則第45条第4項」に、「法附則第5条の4の2第5項」を「法附則第5条の4の2第6項（同条第9項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」に、「附則第5条の4の2第5項」と、「」を「附則第5条の4の2第6項」と、「」に改め、同条第2項中「第13条の2第1項から第5項」を「第13条の2第1項から第6項」に、「附則第45条第4項」を「附則第45条第5項」に、「法附則第5条の4の2第5項」を「法附則第5条の4の2第6項（同条第9項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」に、「適用される法附則第5条の4の2第5項」を「適用される法附則第5条の4の2第6項（法附則第45条第6項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」に改める。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第27条の6の改正規定、附則第19条の4の改正規定（「又は附則第26条の5第1項」を「、附則第26条の3の2第1項又は附則第26条の4第1項」に改める部分を除く。）、附則第26条、第26条の7、第27条、第27条の2及び第32条の2の改正規定並びに次条並びに附則第3条第4項及び第5項の規定 平成26年1月1日
- (2) 附則第19条の3の2及び第33条の改正規定並びに附則第3条第6項の規定 平成27年1月1日
- (3) 附則第3条第1項の規定 平成28年1月1日
- (4) 第32条の9の2及び第32条の9の5の改正規定並びに附則第3条第2項の規定 平成28年10月1日
- (5) 附則第18条及び第18条の2の改正規定、附則第19条の4の改正規定（「又は附則第26条の5第1項」を「、附則第26条の3の2第1項又は附則第26条の4第1項」に改める部分に限る。）、附則第21条及び第26条の3から第26条の6の3までの改正規定並びに附則第3条第3項の規定 平成29年1月1日
（延滞金に関する経過措置）

第2条 改正後の甲府市市税条例（以下「新条例」という。）附則第26条の7の規定は、延滞金のうち平成26年1月1日以後の期間に対応するものについて適用し、同日前の期間に対応するものについては、なお従前の例による。

（市民税に関する経過措置）

第3条 平成28年1月1日前に発行された旧租税特別措置法第41条の12第7項に規定する割引債（同条第9項に規定する特定短期公社債を除く。）について支払を受けるべき同条第7項に規定する償還差益に対して課する個人の市民税については、なお従前の例による。

2 新条例第32条の9の2及び第32条の9の5の規定は、平成28年10月1日以後の地方税法第317条の2第1項に規定する公的年金等（以下この項において「公的年金等」という。）に係る所得に係る個人の市民税の特別徴収については、なお従前の例による。

3 新条例附則第18条、第18条の2、第19条の4、第21条及び第26条の3から第26条の5までの規定中個人の市民税に関する部分は、平成29年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成28年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

4 新条例附則第27条の2の規定は、平成26年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成25年度までの個人の市民税については、なお従前の例による。

5 新条例附則第32条の2第2項の規定は、市民税の所得割の納税義務者が平成25年1月1日以後に行う同項に規定する土地等の譲渡について適用する。

6 新条例附則第33条の規定は、平成27年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成26年度までの個人の市民税については、なお従前の例による。

（固定資産税に関する経過措置）

第4条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、平成25年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成24年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

甲府市税外収入の督促等に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成25年9月30日

甲府市長 宮 島 雅 展

甲府市条例第27号

甲府市税外収入の督促等に関する条例等の一部を改正する条例

(甲府市税外収入の督促等に関する条例の一部改正)

第1条 甲府市税外収入の督促等に関する条例(昭和29年5月条例第24号)の一部を次のように改正する。

附則第3項中「延滞金の」の次に「年14.5パーセントの割合及び」を加え、「各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法(平成9年法律第89号)第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセント」を「当該年の前年に租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセント」に改め、「割合をいう。」の次に「以下この項において同じ。」を加え、「その年」を「その年(以下この項において「特例基準割合適用年」という。)」に、「当該特例基準割合(当該特例基準割合に0.1パーセント未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)」を「年14.5パーセントの割合にあっては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.25パーセントの割合を加算した割合とし、年7.25パーセントの割合にあっては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.25パーセントの割合を超える場合には、年7.25パーセントの割合)」に改める。

(甲府市国民健康保険条例の一部改正)

第2条 甲府市国民健康保険条例(昭和34年3月条例第9号)の一部を次のように改正する。

附則第6項を削り、附則第7項中「各年の特例基準割合」の次に「(当該年の

前年に租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。)」を、「当該特例基準割合」の次に「(年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合)」を加え、同項を附則第6項とし、附則第8項を附則第7項とし、附則第9項を附則第8項とし、附則第10項を附則第9項とする。

(甲府市介護保険条例の一部改正)

第3条 甲府市介護保険条例(平成12年3月条例第5号)の一部を次のように改正する。

附則第8項を削り、附則第9項中「各年の特例基準割合」の次に「(当該年の前年に租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。)」を、「当該特例基準割合」の次に「(年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合)」を加え、同項を附則第8項とし、附則第10項を附則第9項とし、附則第11項を附則第10項とする。

(甲府市後期高齢者医療に関する条例の一部改正)

第4条 甲府市後期高齢者医療に関する条例(平成20年3月条例第2号)の一部を次のように改正する。

附則第4項中「各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法(平成9年法律第89号)第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセント」を「当該年の前年に租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセント」に、「以下同じ」を「以下この項において同じ」に、「(当該特例基準割合に0.1パーセント未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)」を「(年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合)」に改める。

(甲府市都市計画下水道事業受益者負担に関する条例の一部改正)

第5条 甲府市都市計画下水道事業受益者負担に関する条例(昭和49年12月条

例第49号)の一部を次のように改正する。

附則第3項中「延滞金の」の次に「年14.5パーセントの割合及び」を加え、「各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法(平成9年法律第89号)第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセント」を「当該年の前年に租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセント」に改め、「割合をいう。」の次に「以下この項において同じ。」を加え、「その年」を「その年(以下この項において「特例基準割合適用年」という。)」に、「当該特例基準割合(当該特例基準割合に0.1パーセント未満の端数があるときはこれを切り捨てる。)」を「年14.5パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.25パーセントの割合を加算した割合とし、年7.25パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.25パーセントの割合を超える場合には、年7.25パーセントの割合)」に改める。

附 則

- 1 この条例は、平成26年1月1日から施行する。
- 2 第1条から第5条までの規定による改正後の条例の規定は、平成26年1月1日以後の期間に対応する延滞金について適用し、同日前の期間に対応する延滞金については、なお従前の例による。

甲府市市民会館条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成25年9月30日

甲府市長 宮 島 雅 展

甲府市条例第28号

甲府市市民会館条例の一部を改正する条例

甲府市市民会館条例(昭和37年7月条例第27号)の一部を次のように改正する。

第1条の2の表玉諸市民会館の項を削る。

附 則

この条例は、平成26年1月1日から施行する。

甲府市市営住宅条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成25年9月30日

甲府市長 宮 島 雅 展

甲府市条例第29号

甲府市市営住宅条例の一部を改正する条例

甲府市市営住宅条例（平成9年9月条例第54号）の一部を次のように改正する。

別表の市営住宅の表中

「

昭和 24	警察公舎	善光寺町2062 番地	木造杉皮葺平家建 棟 50㎡	1	4戸
28	昭南	住吉一丁目3番	簡易耐火構造2階建 1戸 39.6㎡		16戸

を

「

昭和 24	警察公舎	善光寺町2062 番地	木造杉皮葺平家建 棟 50㎡	1	4戸
----------	------	----------------	-------------------	---	----

に、

「

32	北嶺荘第三ア パート	北新二丁目4番	中層耐火構造4階建 1戸 33㎡		24戸
34	国玉	国玉町813番地	簡易耐火構造平家建 1戸 28.05㎡		1戸
34	国玉	国玉町813番地	木造セメント瓦葺平家建 1戸 28.05㎡		1戸

を

「

32	北嶺荘第三ア パート	北新二丁目4番	中層耐火構造4階建 1戸 33㎡		24戸
----	---------------	---------	---------------------	--	-----

」に改

める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

規則

甲府市自転車等の放置の防止に関する条例施行規則をここに公布する。

平成25年9月30日

甲府市長 宮 島 雅 展

甲府市規則第28号

甲府市自転車等の放置の防止に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、甲府市自転車等の放置の防止に関する条例(平成25年9月条例第24号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第2条 この規則で使用する用語は、条例で使用する用語の例による。

(放置禁止区域の指定等に係る告示事項等)

第3条 条例第8条第3項(条例第9条第2項において準用する場合を含む。)の規定による告示は、次に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 放置禁止区域の区域及び区域図
- (2) 放置禁止区域の指定年月日
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

2 市長は、前項の告示をするほか、当該放置禁止区域内に自転車等放置禁止区域標識(第1号様式)等を設置するものとする。

(放置禁止区域内における自転車等の放置の禁止の特例)

第4条 条例第10条ただし書に規定する規則で定める場合は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 警察業務、郵便業務等公共性又は公益性の高い業務に従事であり、かつ、やむを得ない事由がある場合
 - (2) その他市長が特別の事由があると認めた場合
- (放置禁止区域内に放置された自転車等に対する措置)

第5条 市長は、条例第11条第2項の規定により自転車等を撤去しようとするときは、当該自転車等に警告札を取り付けて、その旨を警告するものとする。

2 市長は、前項の警告札が取り付けられた自転車等が2時間を経過した時以後においてもなお放置されている場合は、当該自転車等を撤去することができる。

(保管台帳)

第6条 市長は、条例第12条第1項の規定により撤去した自転車等を保管したときは、当該自転車等について、自転車等保管台帳(第2号様式)を作成するものとする。

(保管自転車等に係る告示事項)

第7条 条例第12条第2項の規定による告示は、次に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 保管自転車等が駐車してあった場所
- (2) 保管自転車等の種別、型式、塗色、防犯登録番号、標識番号その他当該保管自転車等を特定する事項
- (3) 自転車等を撤去し、保管した日
- (4) 保管自転車等の返還を申し出る場所
- (5) 保管自転車等の保管場所
- (6) 前各号に掲げるもののほか、保管自転車等を返還するため必要があると認められる事項

(保管自転車等の返還)

第8条 市長は、条例第12条第3項の規定により保管自転車等の利用者又は所有者(以下「利用者等」という。)を調査するものとする。

2 市長は、前項の調査により利用者等を確認することができたときは、保管自転車等返還通知書兼受領書(第3号様式)により当該利用者等に通知するものとする。

3 保管自転車等の返還を受けようとする者は、市長に保管自転車等返還通知書兼受領書又は保管自転車等返還申請書兼受領書(第4号様式)を提出するとともに、当該保管自転車等のかぎ、住所及び氏名を証する書類その他の利用者等であることを証するものを提示しなければならない。

(費用を徴収しない場合)

第9条 条例第13条ただし書に規定する市長が特別の理由があると認めるときは、次に掲げるとおりとする。

- (1) 警察署に盗難の被害届が提出されているとき。
- (2) その他市長が特別の事由があると認めたとき。

(協議会)

第10条 協議会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 3 会長に事故があるときは、会長のあらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。
- 4 協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。
- 5 協議会は、委員及び議事に関係のある臨時委員の総数の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 6 協議会の議事は、委員及び議事に関係のある臨時委員のうち出席した者の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 7 会長は、協議会の運営上必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その意見又は説明を聴くことができる。
- 8 協議会の庶務は、市民部において処理する。
- 9 この条に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

(委任)

第11条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成26年1月1日から施行する。ただし、第10条の規定は、公布の日から施行する。

第1号様式（第3条関係）



備考 文字、図及びふちは白色、斜めの帯及び枠は赤色、地は青色とする。

第2号様式(第6条関係)

自転車等保管台帳

No.	返還事務		盗難の 被害届 等	照会 年月日 回答 年月日	利用者等調査		住所 氏名	電話番号	備考		
	通知 年月日	返還 年月日									
放置禁止区域名称〔 〕	撤去 保管 年月日	整理番号	種類	メーカー 等	色	かざ かざ	かこ ギア	インチ	防犯登 録番 号等	破 損	記 名

第3号様式(第8条関係)

保管自転車等返還通知書兼受領書

第 号
年 月 日

甲府市長



あなたの自転車・原動機付自転車は、自転車等放置禁止区域に放置されていたため甲府市自転車等の放置の防止に関する条例第12条第1項の規定により保管していますので、次により引取りをお願いします。

なお、保管期限()を過ぎても引取りがない場合は、市において廃棄等の処分を行います。

- 1 返還場所
- 2 返還日時
- 3 引渡しの際は、次の金額を納付していただきます。
自 転 車 1,000円 原動機付自転車 2,000円
- 4 持参するもの (1) この保管自転車等返還通知書兼受領書
(2) 自転車等のかぎ
(3) 住所及び氏名を証明できるもの
- 5 問合せ先

保管している自転車等	
整理番号	台帳番号
撤去場所	撤去年月日
防犯登録番号等	車体の色
上記の自転車・原動機付自転車を受領しました。	
年 月 日	
住 所	
氏 名	
(印)	
受領者本人が署名する場合は、押印を省略できます。(法人は除く。)	

第4号様式（第8条関係）

（表）

保管自転車等返還申請書兼受領書

年 月 日

（あて先）甲府市長

申請者 住所 _____

氏名 _____

所有者との関係 本人・家族・その他（ _____ ）

次の自転車の引取りを申請します。

所 有 者	(申請者が所有者本人の場合は記入不要) 住所 氏名 _____ 電話番号 (_____) _____		
車 種 (○で囲む)	自 転 車 ・ 原 動 機 付 自 転 車		
自 転 車 の 特 徴	メーカー	_____	色 _____
	防犯登録番号	_____	車体番号 _____
	鍵の有無	有 ・ 無	
	その他の特徴	_____	
上記の自転車・原動機付自転車を受領しました。 年 月 日 _____ 住 所 _____ 氏 名 _____ (印)			
受領者本人が署名する場合は、押印を省略できます。（法人は除く。）			

（裏）

※保管所記入欄（申請者は記入しないでください。）

身分確認区分	運転免許証	健康保険証	身分証明書	学生証	その他
	_____	_____	_____	_____	_____
所有確認区分	自転車等のかぎ _____ その他 (_____)				
費 用	徴収する (1,000 円 2,000 円)				
	徴収しない (被害届受理番号等 _____)				
返 還 日	_____	返還担当者	_____		

告示

甲府市告示第376号

甲府市右左口の里の管理を指定管理者に行わせるにあたり、甲府市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年6月条例第16号）第2条の規定に基づき公募し、同条例第11条の規定により、次のとおり告示する。

平成25年9月2日

甲府市長 宮島雅展

1 指定管理を公募する施設の概要

名称	甲府市右左口の里
所在地	甲府市中畑町1132番地
電話番号	055-266-4680
設置年月日	S60.7.2
敷地面積	19,113.53㎡
構造等	鉄骨造平屋建て、木造平屋建て
施設内容	管理棟、バーベキュー施設、バンガロー施設、陶芸施設、民芸館、屋外炊事施設、トイレ棟、養魚槽、プレハブ物置、広場（駐車場含む）、緑地広場

2 指定管理者の主な業務

- (1) 施設の利用に関する業務
- (2) 施設、設備等の維持管理に関する業務
- (3) 地域の振興（活性化）に資するための自主事業
- (4) その他市長が定める業務

3 指定管理期間

平成26年4月1日から平成31年3月31日まで

4 申請の受付期間及び受付場所等

- (1) 受付期間 平成25年9月11日（水）から平成25年9月30日（月）午前9時から午後5時まで（土曜日、日曜日、祝日を除く。）
- (2) 受付場所 甲府市丸の内一丁目18番1号
甲府市産業部農林振興室農政課（甲府市役所本庁舎8階）
- (3) 受付方法 甲府市産業部農林振興室農政課へ持参してください。
郵送は認めません。

5 募集要項の配付期間及び配付場所等

- (1) 配付期間 平成25年9月2日（月）から平成25年9月9日（月）午前9時から午後5時まで（土曜日、日曜日を除く。）
- (2) 配付場所 甲府市丸の内一丁目18番1号

- 甲府市産業部農林振興室農政課（甲府市役所本庁舎8階）
- (3) 配付方法 直接配付とし、郵送又は電送は行いません。ただし、甲府市ホームページ（事業者向け情報／募集情報／指定管理者制度）から情報を入手する場合は、この限りではありません。

6 問合せ先

甲府市産業部農林振興室農政課
電話 055-298-4833
FAX 055-237-6461

甲府市告示第377号

甲府市市民いこいの里の管理を指定管理者に行わせるにあたり、甲府市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年6月条例第16号）第2条の規定に基づき公募し、同条例第11条の規定により、次のとおり告示する。

平成25年9月2日

甲府市長 宮島雅展

1 指定管理を公募する施設の概要

名称	甲府市市民いこいの里
所在地	甲府市黒平町30番地
電話番号	055-287-2235
設置年月日	S50.12.10
敷地面積	12,503.21㎡
構造等	鉄筋コンクリート造平屋建て
施設内容	管理棟、バーベキュー棟（3炉）、倉庫1、倉庫2、トイレ、テニスコート（1面）、キャンプ場、遊具

2 指定管理者の主な業務

- (1) 施設の利用に関する業務
- (2) 施設、設備等の維持管理に関する業務
- (3) 地域の振興（活性化）に資するための自主事業
- (4) その他市長が定める業務

3 指定管理期間

平成26年4月1日から平成31年3月31日まで

4 申請の受付期間及び受付場所等

- (1) 受付期間 平成25年9月11日（水）から平成25年9月30日（月）午前9時から午後5時まで（土曜日、日曜日、祝日を除く。）
- (2) 受付場所 甲府市丸の内一丁目18番1号

(3) 受付方法 甲府市産業部産業総室労政課（甲府市役所本庁舎8階）
甲府市産業部産業総室労政課へ持参してください。
郵送は認めません。

5 募集要項の配付期間及び配付場所等

- (1) 配付期間 平成25年9月2日（月）から平成25年9月9日（月）
午前9時から午後5時まで（土曜日、日曜日を除く。）
- (2) 配付場所 甲府市丸の内一丁目18番1号
甲府市産業部産業総室労政課（甲府市役所本庁舎8階）
- (3) 配付方法 直接配付とし、郵送又は電送は行いません。ただし、甲府市ホームページ（事業者向け情報／募集情報／指定管理者制度）から情報を入手する場合は、この限りではありません。

6 問合せ先

甲府市産業部産業総室労政課
電 話 055-237-5736
FAX 055-227-8065

甲府市告示第378号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可にかかわる次の開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

平成25年9月2日

甲府市長 宮 島 雅 展

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
甲府市善光寺町字北善光2858番80
以上1筆
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
甲府市大里町2313番地3
小山住宅1号
杉山 健太郎

甲府市告示第379号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可にかかわる次の開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

平成25年9月2日

甲府市長 宮 島 雅 展

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
甲府市川田町字北村328番6、332番5
以上2筆
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
甲府市上町1833番地2
シャーマゾンマルニA棟102
中山 太郎

甲府市告示第380号

次の国民健康保険被保険者証は、回収できないため、甲府市国民健康保険条例施行規則（昭和35年11月規則第52号）第13条の規定により無効である旨を告示する。

平成25年9月3日

甲府市長 宮 島 雅 展

- 1 書類名 国民健康保険被保険者証
- 2 世帯主住所並びに被保険者氏名及び記号番号 別紙のとおり
(別紙省略)

甲府市告示第381号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可にかかわる次の開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

平成25年9月3日

甲府市長 宮 島 雅 展

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
甲府市川田町字北村326番3
以上1筆
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
笛吹市石和町東高橋25番地6
佐野 智規

甲府市告示第382号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可にかかわる次の開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

平成25年9月3日

甲府市長 宮島雅展

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
甲府市上阿原町字熊の社882番1、882番6、882番7、882番8以上4筆
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
甲府市上阿原町882番地
堀江達也

甲府市告示第383号

次の市税にかかわる書類は、その送達を受けるべき者の住所（居所）に郵送したが返送されたので、調査を行ったがなお不明のため地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公示する。

なお、当該書類は本職において保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

平成25年9月3日

甲府市長 宮島雅展

- | | |
|-------------|------------------|
| 1 書類名 | 参加差押通知書 税発第1761号 |
| 2 発送日 | 平成25年8月9日 |
| 3 送達を受けるべき者 | ユニックス株式会社 |
| 4 保管場所 | 甲府市税務部収納管理室滞納整理課 |

甲府市告示第384号

次の市税にかかわる書類は、その送達を受けるべき者の住所（居所）に郵送したが返送されたので、調査を行ったがなお不明のため地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公示する。

なお、当該書類は本職において保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、

いつでも交付する。

平成25年9月3日

甲府市長 宮島雅展

- | | |
|-------------|--------------------|
| 1 書類名 | 参加差押解除通知書 税発第1871号 |
| 2 発送日 | 平成25年8月14日 |
| 3 送達を受けるべき者 | 株式会社学自然工房 |
| 4 保管場所 | 甲府市税務部収納管理室滞納整理課 |

甲府市告示第385号

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定により農用地利用集積計画を定めたので、同法第19条の規定により公告する。
なお、次のとおり閲覧に供する。

平成25年9月3日

甲府市長 宮島雅展

- 1 農用地利用集積計画の閲覧場所
甲府市丸の内一丁目18番1号
甲府市産業部農林振興室農政課
- 2 農用地利用集積計画の閲覧期間
告示の日から2週間

甲府市告示第386号

別紙の者は、住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第12条第1項の規定に基づき、住民票を職権消除したので、同条第4項の規定により公示する。

平成25年9月4日

甲府市長 宮島雅展

（別紙省略）

甲府市告示第387号

甲府市中央一丁目、相生三丁目、青沼一丁目及び若松町の全域並びに丸の内三丁目、宝二丁目、寿町、相生一丁目、相生二丁目及び青沼二丁目の各一部の地域内の土地について、国土調査法による地籍調査を行い地図及び簿冊を作成したので、同法第17条第1項の規定により公告する。

なお、当該地図及び簿冊は、下記のとおり一般の閲覧に供する。

平成25年9月5日

甲府市長 宮島雅展

- 1 地図及び簿冊の名称
「甲府市地籍図」及び「地籍簿」
- 2 閲覧期間
平成25年9月6日から9月25日まで20日間
(9月8日・21日以外の土・日曜日、国民の祝日に関する法律に定める休日は除く。)
- 3 閲覧場所
平成25年9月6日(金)～9日(月)
甲府市総合市民会館3階大会議室(甲府市青沼三丁目5番44号)
平成25年9月10日(火)・13日(金)・17日(火)・24日(火)
25日(水)
中央公民館(甲府市丸の内三丁目26番16号)
平成25年9月11日(水)・12日(木)・18日(水)～21日(土)
甲府市総合市民会館2階展示室(甲府市青沼三丁目5番44号)
- 4 閲覧の結果、誤り等があると認めた場合は、上記の閲覧期間内に、当該調査を行った者に対し、訂正の申し出をすることができる。
- 5 誤り等訂正の申し出は、書面によることとなっているので、各自印章を持参すること。
- 6 誤り等訂正申出書の用紙は、請求があれば閲覧場所で交付する。
- 7 閲覧は、期間中毎日午前9時30分から午後4時までの間とする。

甲府市告示第388号

甲府駅北口公共施設の管理を指定管理者に行わせるに当たって、甲府市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例(平成17年6月条例第16号)第2条の規定によって指定管理者を公募することを、同条例第11条の規定により、次のとおり告示する。

平成25年9月5日

甲府市長 宮島雅展

1 指定管理者を公募する施設の概要

① 市道北口駅前広場線

(1) ペDESTリアンデッキ(本体部)

- ・構造 : 鋼床版箱桁
- ・外寸 : (W) 37.0m × (D) 21.0m × (H) 5.0m
- ・地上高 : 6.2m
- ・面積 : 777.0㎡

(2) ペDESTリアンデッキ(歩道部)

- ・構造 : 鋼床版箱桁、テント膜構造(屋根)
- ・延長 : (W=4.0m) 103.0m
(W=2.5m) 21.5m
(W=2.0m) 19.0m

・階段 : 4箇所

(3) エレベーター(ペDESTリアンデッキ本体)

- ・用途 : 乗用兼車いす用
- ・定員等 : 18人乗り、1,200kg
- ・かご寸法 : 開口1.4m、奥行2.0m、高さ2.35m
- ・特記仕様 : 車いす仕様、視覚障がい者仕様、音声案内装置、防犯カメラ等

(4) エレベーター(武田通り)

- ・用途 : 乗用兼車いす用
- ・定員等 : 11人乗り、750kg
- ・かご寸法 : 開口1.4m、奥行1.35m、高さ2.3m
- ・特記仕様 : 車いす仕様、視覚障がい者仕様、音声案内装置、防犯カメラ等

(5) エスカレーター(ペDESTリアンデッキ本体)

- ・公称幅 : 1.0m
- ・輸送能力 : 9,000人/h
- ・監視装置 : 遠隔監視診断装置用インターフェース付
- ・特記仕様 : 屋外仕様付、自動運転仕様付(光電ポール付)等

② 市道甲府駅周辺土地地区画整理2号線(舞鶴城公園西通り線)

- ・延長 : 約185m
- ・幅員 : 約17m

③ 市道甲府駅周辺土地地区画整理9号線(北口1号線、階段)

(1) 北口1号線

- ・延長 : 約607m
- ・幅員 : 約9～12m

(2) 舞鶴跨線橋から歴史公園への階段

- ・延長 : 約8m

- ・幅員：約2m
- ④ 市道甲府駅周辺土地区画整理10号線（北口2号線）
 - ・延長：約167m
 - ・幅員：約8m
- ⑤ 市道甲府駅周辺土地区画整理24号線（武田神社前通り線、北口駅前広場）
 - (1) 武田神社前通り線
 - ・延長：約92m
 - ・幅員：約17m
 - (2) 北口駅前広場
 - ・所在地：甲府市北口二丁目170番1ほか
 - ・敷地面積：3,658㎡
 - ・バス乗場：4箇所
 - ・タクシー乗場：2箇所
 - ・タクシープール：15台分
 - ・他の施設：ソーラー時計塔、総合案内板（音声案内装置）、バスシェルター等
- ⑥ 甲府駅北口第1駐車場（ペDESTリアンデッキ下）
 - ・所在地：甲府市丸の内一丁目12番11ほか
 - ・敷地面積：373㎡
 - ・駐車台数：18台（内1台は障がい者用）
 - ・駐車料金：（午前7時から午後9時）
最初の30分まで無料、その後30分毎に150円
（午後9時から翌日の午前7時）
最初の30分まで無料、その後1時間毎に100円
 - ・機器仕様：フラップ式
- ⑦ 甲府駅北口第2駐車場（舞鶴跨線橋下）
 - ・所在地：甲府市丸の内一丁目558番4
 - ・敷地面積：550㎡
 - ・駐車台数：18台（内1台は障がい者用、2台はマイクロバス用）
 - ・駐車料金：（午前7時から午後9時）
最初の30分まで無料、その後30分毎に150円
（午後9時から翌日の午前7時）
最初の30分まで無料、その後1時間毎に100円
 - ・機器仕様：フラップ式
- ⑧ 甲府駅北口第1自転車駐車場
 - ・所在地：甲府市丸の内一丁目1番19号
 - ・構造：鉄骨造2階建（自走式）
 - ・敷地面積：784㎡
 - ・延床面積：1,237㎡
 - ・収容台数：1,020台（自転車専用）
 - ・収容形態：傾斜式自転車ラック

- ⑨ 甲府駅北口第2自転車駐車場
 - ・所在地：甲府市北口二丁目170番9ほか
 - ・構造：平面（アスファルト舗装）
 - ・敷地面積：552㎡
 - ・収容台数：自転車224台、バイク83台
 - ・収容形態：傾斜式自転車ラック（自転車用）
- ⑩ 甲府駅北口多目的広場（愛称名「よっちゃばれ広場」、公衆便所を含む）
 - (1) 多目的広場
 - ・所在地：甲府市北口二丁目171番ほか
 - ・敷地面積：4,827㎡
 - ・用途：多目的広場
 - ・主な施設：ミスト装置、水飲場等
 - (2) 公衆便所
 - ・所在地：甲府市北口二丁目170番10
 - ・総床面積：39.2㎡
（男性用16.72㎡、女性用16.72㎡、身障者用5.76㎡）
 - ・便器数：大7、小4、手洗い7
 - ・その他：音声ガイダンス装置
- ⑪ 甲府市歴史公園（甲府市歴史公園駐車場を含む）
 - (1) 甲府市歴史公園
 - ・所在地：甲府市北口二丁目170番7ほか
 - ・敷地面積：6,039㎡
 - ・主な施設：山手門、山手渡櫓門、展示施設、車いす用エレベーター、映像装置、せせらぎ水路
 - (2) 甲府市歴史公園駐車場
 - ・所在地：甲府市北口二丁目170番7
 - ・敷地面積：437㎡
 - ・駐車台数：15台（内1台は障がい者用）
 - ・駐車料金：（午前7時から午後9時）
最初の30分まで無料、その後30分毎に100円
（午後9時から翌日の午前7時）
最初の30分まで無料、その後1時間毎に100円
 - ・機器仕様：フラップ式
- ⑫ 藤村記念館（多目的広場内）
 - ・所在地：甲府市北口二丁目2番1号
 - ・敷地面積：460㎡
 - ・建築面積：169㎡
 - ・延床面積：358㎡
 - ・構造：木造2階、一部3階建
 - ・施設の内容：事務室19.83㎡、展示室19.83㎡、
交流広場99.98㎡、通路29.75㎡、

第1展示室34.70㎡、第2展示室(復元教室)86.76㎡
 第3展示室9.92㎡、収蔵保管室34.70㎡、
 ベランダ19.83㎡、太鼓楼5.45㎡

- ・付帯設備：電気設備、空調設備、給排水設備、機械警備設備、消火設備
- ・指 定：国指定重要文化財(建造物)昭和42年6月15日指定
- ・建築年月日：明治8年12月4日建築

2 指定管理者の主な業務

(1) 甲府市道に関するもの(上記①～⑤)

- ・清掃
- ・植栽の管理
- ・道路構造物及び附属物の保守、点検
- ・施設の破損、故障等の点検及び道路管理者への報告

(2) 自動車駐車場に関するもの(上記⑥、⑦、⑪)

- ・清掃
- ・管理運営
- ・駐車場設備の保守点検

(3) 自転車駐車場に関するもの(上記⑧、⑨)

- ・清掃
- ・自転車の整理
- ・利用者への指導
- ・放置自転車の移動、撤去

(4) 多目的広場及び歴史公園に関するもの(上記⑩～⑫)

- ・清掃
- ・植栽の管理
- ・管理運営
- ・自主事業の企画、開催(賑わいの創出等)
- ・甲府市都市公園条例(昭和32年12月条例第52号)第5条第1項及び第3項の許可(行為の制限)
- ・利用調整
- ・来園者対応

(5) 藤村記念館に関するもの(上記⑬)

- ・清掃
- ・管理運営
- ・自主事業の企画、開催(賑わいの創出等)
- ・来館者対応

3 指定管理期間

- ・平成26年4月1日から平成31年3月31日まで(5年間)

4 募集要項の配付場所及び配付期間

- ・配付場所：〒400-8585 甲府市丸の内一丁目18番1号
 甲府市建設部まち開発室区画整理課(本庁舎8階)
 ※甲府市ホームページからのダウンロードも可能。

- ・配付期間：平成25年9月6日(金)から平成25年9月27日(金)
 午前8時30分から午後5時30分まで
 (ただし、土曜日、日曜日及び祝日は除く。)

5 申請書の提出先及び受付期間

必ず持参又は書留郵便により、最終日の午後5時30分までに提出のこと。
 電子メール及びFAXでの提出は、受け付けない。

- ・提出先：〒400-8585 甲府市丸の内一丁目18番1号
 甲府市建設部まち開発室区画整理課(本庁舎8階)
- ・受付期間：平成25年10月7日(月)から平成25年11月5日(火)
 午前8時30分から午後5時30分まで
 (ただし、土曜日、日曜日及び祝日は除く。)

6 問合せ先

〒400-8585
 甲府市丸の内一丁目18番1号
 甲府市建設部まち開発室区画整理課(本庁舎8階)
 電話番号：055-230-1029
 F A X：055-230-1039

甲府市告示第389号

甲府市契約規則(昭和50年12月規則第66号)第5条の規定に基づき、次の1件の一般競争入札を執行する。

なお、対象工事は、価格と価格以外の要素とを総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式の工事である。

平成25年9月6日

甲府市長 宮 島 雅 展

一般競争入札(総合評価落札方式) 公告個別事項

入札番号	(土木) 140号		
工事名	道路改良工事(市道 宮原2号線) その2		
工事場所	甲府市宮原町、高室町地内		
工事概要	1	工事内容	側溝工(自由勾配側溝:800型・900型) L=64.38m、集水樹工 N=2.0箇所、プレキャストカルバート工(ボックスカルバート:600型・800型) L=230.48m、現場打擁壁工(小型重力式擁壁) L=24.68m、プレキャスト擁壁工(プレキャストL型擁壁) L=266.74m、付帯工 1.0式

	2	工期	平成26年8月8日まで
	3	予定価格(税込み)	68,491,500円
	4	分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施義務	適用
入札参加資格	1	本店所在地	甲府市内
	2	競争入札参加資格	土木一式 A
	3	同種工事施工実績	道路改良工事等。ただし、1件の工事請負額が3,400万円以上の実績に限る。 元請として平成12年4月1日以降に完成、引き渡し済みの工事。 なお、共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。
	4	配置予定技術者の資格	入札説明書に記載
総合評価に関する事項	1	総合評価方式の種類	特別簡易型Ⅱ
	2	加算点の満点	10
	3	評価の基準	総合評価入札技術等審査確認資料作成要領による
日程	1	入札説明書等配付開始日	平成25年9月6日
	2	入札説明書等配付締切日	平成25年9月18日
	3	申請書受付開始日	平成25年9月6日
	4	申請書受付締切日	平成25年9月18日
	5	入札参加資格確認結果通知日	平成25年9月25日
	6	設計図書配付開始日	平成25年9月6日
	7	設計図書配付締切日	平成25年9月26日
	8	設計図書に関する質問開始日	平成25年9月6日
	9	設計図書に関する質問締切日	平成25年9月26日
	10	入札日時	平成25年10月4日 午前9時
	11	価格以外の評価点公表日	平成25年10月9日
	12	開札日時	平成25年10月16日 午前9時
	13	落札者決定日	平成25年10月17日
提出書類	1	参加申請時	入札説明書に記載

	2	入札時	入札参加資格確認通知書 配置予定技術者の入札時の状況 工事内訳書
入札参加資格に対する説明	1	質問	平成25年10月1日 午後5時まで
	2	回答	平成25年10月2日
価格以外の評価に関する照会	1	質問	平成25年10月11日まで
	2	回答	平成25年10月15日
価格以外の評価を修正した場合		公表	平成25年10月15日
入札の無効		入札参加資格のない者の行った入札 申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札 入札に関する条件に違反した入札 入札参加資格の要件を満たさなくなった者の行った入札	
入札保証金		免除	
契約保証金		契約金額の10/100 納付 ただし、有価証券の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証又は履行保証保険契約締結による保証を行った場合は、契約保証金を免除する。	
低入札価格調査制度		適用	
支払条件		前金払	請求できる
		中間前金払	請求できる(ただし、部分払いとの選択制とする。)
		部分払	請求できる
問い合わせ先		甲府市総務部契約管財室契約課 〒400-8585 甲府市丸の内一丁目18番1号 電話055-237-5124	

甲府市告示第390号

甲府市契約規則(昭和50年12月規則第66号)第5条の規定に基づき、次の1件の一般競争入札を執行する。

平成25年9月6日

甲府市長 宮島雅展

一般競争入札 公告個別事項

入札番号	合併（土木）10号		
工事名	①歩道改良工事（25-2） ②下水構造物調整補修工事（その24）		
工事場所	甲府市湯田二丁目地内		
工事概要	1	<p>工事内容</p> <p>①施工延長 L=104.2m、 ・排水構造物工 側溝工 177.7m、 集水榦工 7箇所、 縁石工 173.9m、 付帯工 1式 ・舗装工 車道舗装工 825.4㎡、 歩道舗装工 130.8㎡、 区画線工 1式、 付帯工 1式 ②小口径汚水榦取付管取替工 12箇所、 雨水榦取付管取替工 2箇所、 汚水榦取付管撤去工 6箇所、 付帯工 1式</p>	
	2	工期 平成26年3月13日まで	
	3	予定価格（税込み） 25,273,500円	
	4	<p>分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の 実施義務</p> <p style="text-align: right;">適用</p>	
	1	本店所在地	甲府市内
入札参加資格	2	競争入札参加資格	土木一式 B又はC
	3	同種工事施工実績	<p>道路改良工事又は下水構造物調整補修工事等。 ただし、1件（道路改良工事又は下水構造物調整補修工事との合算可。）の工事請負額が1,200万円以上の実績に限る。 元請として平成12年4月1日以降に完成、引き渡し済みの工事。 なお、共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。</p>
	4	配置予定技術者の資格	入札説明書に記載
	日程	1	入札説明書等配付開始日
2		入札説明書等配付締切	平成25年9月18日

	日	
	3	申請書受付開始日 平成25年9月6日
	4	申請書受付締切日 平成25年9月18日
	5	入札参加資格確認結果通知日 平成25年9月25日
	6	設計図書配付開始日 平成25年9月6日
	7	設計図書配付締切日 平成25年9月26日
	8	設計図書に関する質問開始日 平成25年9月6日
	9	設計図書に関する質問締切日 平成25年9月26日
	10	入札及び開札日時 平成25年10月4日 午前9時15分
提出書類	1	参加申請時 入札説明書に記載
	2	入札時 入札参加資格確認通知書 工事内訳書
入札参加資格に対する説明	1	質問 平成25年10月1日 午後5時まで
	2	回答 平成25年10月2日
入札の無効	<p>入札参加資格のない者の行った入札 申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札 入札に関する条件に違反した入札 入札参加資格の要件を満たさなくなった者の行った入札</p>	
入札保証金	免除	
契約保証金	<p>契約金額の10/100 納付 ただし、有価証券の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証又は履行保証保険契約締結による保証を行った場合は、契約保証金を免除する。</p>	
低入札価格調査制度	適用	
支払条件	前金払	請求できる
	中間前金払	請求できる
問い合わせ先	<p>甲府市総務部契約管財室契約課 〒400-8585 甲府市丸の内一丁目18番1号 電話055-237-5124</p>	

甲府市告示第391号

甲府市契約規則（昭和50年12月規則第66号）第5条の規定に基づき、次の1件の一般競争入札を執行する。

平成25年9月6日

甲府市長 宮 島 雅 展

一般競争入札 公告個別事項

入札番号	(土木) 133号		
工事名	史跡武田氏館跡西曲輪ゾーン修理工事（第2次）		
工事場所	甲府市古府中町地内		
工事概要	1	工事内容	仮設工 1式、基盤整備工 1式、造成工 1式、植栽工 1式
	2	工期	平成26年3月31日まで
	3	予定価格（税込み）	30,828,000円
	4	分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施義務	適用
入札参加資格	1	本店所在地	甲府市内
	2	競争入札参加資格	土木一式 A又はB
	3	同種工事施工実績	公共施設等の土木工事。ただし、1件の工事請負額が1,500万円以上の実績に限る。 元請として平成12年4月1日以降に完成、引き渡し済みの工事。 なお、共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。
	4	配置予定技術者の資格	入札説明書に記載
日程	1	入札説明書等配付開始日	平成25年9月6日
	2	入札説明書等配付締切日	平成25年9月18日
	3	申請書受付開始日	平成25年9月6日
	4	申請書受付締切日	平成25年9月18日
	5	入札参加資格確認結果通知日	平成25年9月25日
	6	設計図書配付開始日	平成25年9月6日
	7	設計図書配付締切日	平成25年9月26日
	8	設計図書に関する質問	平成25年9月6日

		開始日	
	9	設計図書に関する質問締切日	平成25年9月26日
	10	入札及び開札日時	平成25年10月4日 午前9時10分
	提出書類	1	参加申請時
2		入札時	入札参加資格確認通知書 工事内訳書
入札参加資格に対する説明	1	質問	平成25年10月1日 午後5時まで
	2	回答	平成25年10月2日
入札の無効	入札参加資格のない者の行った入札 申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札 入札に関する条件に違反した入札 入札参加資格の要件を満たさなくなった者の行った入札		
入札保証金	免除		
契約保証金	契約金額の10/100 納付 ただし、有価証券の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証又は履行保証保険契約締結による保証を行った場合は、契約保証金を免除する。		
低入札価格調査制度	適用		
支払条件	前金払		請求できる
	中間前金払		請求できる
問い合わせ先	甲府市総務部契約管財室契約課 〒400-8585 甲府市丸の内一丁目18番1号 電話055-237-5124		

甲府市告示第392号

甲府市契約規則（昭和50年12月規則第66号）第5条の規定に基づき、次の1件の一般競争入札を執行する。

平成25年9月6日

甲府市長 宮 島 雅 展

一般競争入札 公告個別事項

入札番号	(電気) 130号		
工事名	都市計画道路築造付帯工事 (H25・甲府駅南通り線)		
工事場所	甲府市丸の内二丁目・宝一丁目地内		
工事概要	1	工事内容	交通信号機移設改良工事 一式 多目的照明柱設置工 2基
	2	工期	平成26年3月13日まで
	3	予定価格(税込み)	12,190,500円
	4	分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施義務	不適用
入札参加資格	1	本店所在地	甲府市内
	2	競争入札参加資格	電気 A又はB
	3	同種工事施工実績	公共施設等の電気設備工事。ただし、1件の工事請負額が600万円以上の実績に限る。 元請として平成12年4月1日以降に完成、引き渡し済みの工事。 なお、共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。
	4	配置予定技術者の資格	入札説明書に記載
日程	1	入札説明書等配付開始日	平成25年9月6日
	2	入札説明書等配付締切日	平成25年9月18日
	3	申請書受付開始日	平成25年9月6日
	4	申請書受付締切日	平成25年9月18日
	5	入札参加資格確認結果通知日	平成25年9月25日
	6	設計図書配付開始日	平成25年9月6日
	7	設計図書配付締切日	平成25年9月26日
	8	設計図書に関する質問開始日	平成25年9月6日
	9	設計図書に関する質問締切日	平成25年9月26日
	10	入札及び開札日時	平成25年10月4日 午前9時20分
提出書類	1	参加申請時	入札説明書に記載
	2	入札時	入札参加資格確認通知書 工事内訳書
入札参加資格に対する	1	質問	平成25年10月1日 午後5時まで

説明	2	回答	平成25年10月2日
入札の無効		入札参加資格のない者の行った入札 申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札 入札に関する条件に違反した入札 入札参加資格の要件を満たさなくなった者の行った入札	
入札保証金		免除	
契約保証金		契約金額の10/100 納付 ただし、有価証券の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証又は履行保証保険契約締結による保証を行った場合は、契約保証金を免除する。	
低入札価格調査制度		適用	
支払条件		前金払	請求できる
		中間前金払	請求できる
問い合わせ先		甲府市総務部契約管財室契約課 〒400-8585 甲府市丸の内一丁目18番1号 電話055-237-5124	

甲府市告示第393号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の許可にかかわる次の開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

平成25年9月6日

甲府市長 宮島雅展

- 開発区域に含まれる地域の名称
甲府市国玉町字鎌作654番1から654番14まで、664番1から664番32まで、680番1から680番11まで
以上57筆及び道・水
- 公共施設の種類、位置

公共施設の種類	道路・公園・ゴミ置場・下水道・消防施設
位置及び区域	別添図のとおり

(開発登録簿及び土地利用計画図は甲府市建設部まち開発室都市計画課に備えて縦覧に供する。)
- 開発許可を受けた者の住所及び氏名
甲府市相生一丁目16番16号

有限会社セントラルホームズ
代表取締役 雨宮 孝
甲府市朝氣一丁目5番7号
アトム不動産株式会社
代表取締役 藤原 義輝

(別添図省略)

甲府市告示第394号

甲府市契約規則(昭和50年12月規則第66号)第5条の規定により、次の1件の一般競争入札を執行する。

平成25年9月10日

甲府市長 宮島 雅展

1 入札対象業務

- (1) 入札番号 業務委託 第610号
- (2) 業務名称 甲府市子ども・子育て支援事業計画策定に関するニーズ調査業務委託
- (3) 履行期間 契約締結日から平成26年3月31日まで
- (4) 履行場所 仕様書による
- (5) 業務内容 仕様書による
- (6) 予定価格 公表しない
- (7) 最低制限価格 設けない

2 入札参加資格

甲府市における物品供給競争入札参加資格の認定を受けている者で、次の条件をすべて満たす者

- (1) 平成24年度までに地方公共団体等が行う福祉分野に関する調査業務を受託し、履行した実績を有する者であること。
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は法人であってその役員が暴力団員でないこと。
- (4) この公告の日から入札の日までの間に「甲府市建設工事等請負契約に係る指名停止等措置要綱」に基づく指名停止を受けている日が含まれている者でないこと。
- (5) 入札の日以前6か月以内に手形又は小切手の不渡りを出した者でないこと。また、不渡りによる取引停止処分を受けた場合は、処分を受けた日から2年を経過していること。

- (6) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく民事再生手続開始の申立がなされている者(更生手続開始又は民事再生手続開始の決定を受けた後、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。)でないこと。
- (7) 市税の滞納がない者であること。

3 仕様書等の配付期間、配付場所、配付方法及び参加申請の受付等

- (1) 配付期間 平成25年9月10日(火)~平成25年9月20日(金)
(この期間内の土曜日、日曜日、祝日を除く。)
午前9時~午後5時
- (2) 配付場所 甲府市福祉部福祉総室総務課
甲府市丸の内一丁目18番1号 本庁舎3階
電話055-237-5457
- (3) 配付方法 直接配付とし、郵送又は電送は行わない。ただし、甲府市ホームページ(事業者向け情報 入札・契約/入札情報)から情報を入手する場合は、この限りでない。
- (4) 申請書等の受付期間及び場所
ア 期間 平成25年9月10日(火)~平成25年9月20日(金)
(この期間内の土曜日、日曜日、祝日を除く。)
午前9時~午後5時
イ 場所 甲府市福祉部福祉総室総務課
甲府市丸の内一丁目18番1号 本庁舎3階
電話055-237-5457

4 入札及び開札の日時及び場所

- (1) 日 時 平成25年10月4日(金) 午後2時
- (2) 場 所 甲府市役所 会議室7-1
甲府市丸の内一丁目18番1号 本庁舎7階
ただし、入札場所等については変更する場合がある。

5 入札方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5/100に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の100/105に相当する金額を入札書に記載すること。

6 入札の無効

この公告に示した入札参加資格のない者の行った入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。
なお、入札参加資格の確認を受けた者であっても、入札時において2に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった者の行った入札は無効とする。

7 落札者の決定方法

甲府市契約規則第12条第1項の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

8 その他

(1) 入札保証金：免除

(2) 契約保証金：(契約金額の10/100)：納付

ただし、甲府市契約規則第34条第1項第3号に規定する、過去2年の間に国(公社、公団を含む。)又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められる場合は免除する。

(3) 契約書作成の要否：要

(4) 仕様説明会は行わない。

(5) その他公告にない事項については、入札説明書、甲府市契約規則による。

甲府市告示第395号

屋外広告物法(昭和24年法律第189号)第8条第1項の規定により広告物等を保管したので、同条第2項の規定により別紙のとおり公告する。

平成25年9月11日

甲府市長 宮島雅展

(別紙省略)

甲府市告示第396号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の許可にかかわる次の開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

平成25年9月12日

甲府市長 宮島雅展

1 開発区域に含まれる地域の名称

甲府市住吉五丁目1134番1、1134番5、1141番1、1141番3、1158番1、1158番3、1158番5、1158番6、1159番2から1159番4まで、1160番1から1160番4まで、1161番1、1161番2、1161番6、1161番12
以上19筆

2 公共施設の種類の種類、位置

公共施設の種類の種類	水路
位置及び区域	別添図のとおり

(開発登録簿及び土地利用計画図は甲府市建設部まち開発室都市計画課に備え

置いて縦覧に供する。)

3 開発許可を受けた者の住所及び氏名

甲斐市富竹新田501番地4

Ishii Tennis Academy

代表 石井 弘樹

(別添図省略)

甲府市告示第397号

次の国民健康保険料に係る書類は、その送達を受けるべき者の住所(居所)に郵送したが返送されたので、調査を行ったがなお不明のため、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第78条において準用する地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により公示する。

なお、当該書類は本職において保管し、送達を受けるべき者が請求したときはいつでも交付する。

平成25年9月12日

甲府市長 宮島雅展

- | | | |
|---------|---|--|
| 1 書類名 | 甲府市国民健康保険料納入通知書 | |
| 2 発送日 | 平成25年8月1日 | |
| 3 項目 | 平成25年度国民健康保険料1期~9期分 | |
| 4 納期限 | 平成25年9月2日
(納期限を平成25年9月30日に再指定)
平成25年9月30日 平成25年10月31日
平成25年12月2日 平成26年1月6日
平成26年1月31日 平成26年2月28日
平成26年3月31日 | |
| 5 納付場所 | 甲府市指定金融機関
甲府市収納代理金融機関
ゆうちょ銀行・郵便局
甲府市税務部収納管理室収納課
甲府市市民部市民総室国民健康保険課
窓口センター
甲府市指定コンビニエンスストア | |
| 6 納付義務者 | 別紙のとおり(9件) | |

(別紙省略)

甲府市告示第398号

次の市税にかかわる書類は、その送達を受けるべき者の住所（居所）に郵送したが返送されたので、調査を行ったがなお不明のため地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公示する。

なお、当該書類は本職において保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

平成25年9月13日

甲府市長 宮島雅展

1 書類名

平成25年度市民税・県民税 税額決定兼納税通知書

2 送達を受けるべき者

別紙のとおり

3 保管場所

甲府市税務部税務総室市民税課

(別紙省略)

甲府市告示第399号

甲府市契約規則（昭和50年12月規則第66号）第5条の規定により、次の1件の一般競争入札を執行する。

平成25年9月13日

甲府市長 宮島雅展

1 入札対象業務

- (1) 入札番号 業務委託 第625号
- (2) 業務名称 ため池耐震性点検調査業務委託
- (3) 履行期間 契約締結日から平成26年3月14日まで
- (4) 履行場所 仕様書による
- (5) 業務内容 仕様書による
- (6) 予定価格 公表しない
- (7) 最低制限価格 設けない

2 入札参加資格

甲府市における入札参加資格の認定を受けている者で、次の条件をすべて満たす者

- (1) 甲府市内に本店、本社又は営業所を有する者であること。

- (2) 甲府市における入札参加資格の認定において、「測量」「建設コンサルタント（農業土木部門又は土質及び基礎部門）」「地質調査」のすべてに登録されている者であること。
- (3) 過去5年間に於いて、国又は地方公共団体等が行うため池の調査業務を受託した実績を有し、かつ、技術士（農業部門－農業土木、又は建設部門－土質及び基礎）又はRCCM（農業土木部門又は土質及び基礎部門）の資格を有する者を管理技術者として配置できる者であること。
- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していない者であること。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であってその役員が暴力団員でないこと。
- (6) この公告の日から入札の日までの間に「甲府市建設工事等請負契約に係る指名停止等措置要綱」に基づく指名停止を受けている日が含まれている者でないこと。
- (7) 入札の日以前6か月以内に手形又は小切手の不渡りを出した者でないこと。また、不渡りによる取引停止処分を受けた場合は、処分を受けた日から2年を経過していること。
- (8) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続開始の申立又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立がなされている者（更生手続開始又は民事再生手続開始の決定を受けた後、競争入札参加資格の再認定を受けたものを除く。）でないこと。
- (9) 市税の滞納がない者であること。

3 仕様書等の配付期間、配付場所、配付方法及び参加申請の受付等

- (1) 配付期間 平成25年9月13日（金）～平成25年9月25日（水）
（この期間内の土曜日、日曜日、祝日を除く。）
午前9時00分～午後5時00分
- (2) 配付場所 甲府市産業部産業総室総務課
甲府市丸の内一丁目18番1号 甲府市役所本庁舎8階
電話055-237-5687
- (3) 配付方法 直接配付とし、郵送又は伝送は行わない。ただし、甲府市ホームページ（事業者向け情報 入札・契約／入札情報）から情報を入手する場合は、この限りでない。
- (4) 申請書等の受付期間及び場所
ア 期間 平成25年9月13日（金）～平成25年9月25日（水）
（この期間内の土曜日、日曜日、祝日を除く。）
午前9時00分～午後5時00分
イ 場所 甲府市産業部産業総室総務課
甲府市丸の内一丁目18番1号 甲府市役所本庁舎8階
電話055-237-5687

4 入札・開札の日時及び場所

- (1) 日 時 平成25年10月11日(金) 午前10時00分
(2) 場 所 甲府市役所本庁舎8階 会議室8-1、8-2
甲府市丸の内一丁目18番1号
ただし、入札場所等については変更する場合がある。

5 入札方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5/100に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の100/105に相当する金額を入札書に記載すること。

6 入札の無効

この公告に示した入札参加資格のない者の行った入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。
なお、入札参加資格の確認を受けた者であっても、入札時において2に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった者の行った入札は無効とする。

7 落札者の決定方法

甲府市契約規則第12条第1項の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

8 その他

- (1) 入札保証金：免除
(2) 契約保証金(契約金額の10/100)：納付
ただし、甲府市契約規則第34条第1項第3号に規定する、過去2年の間に国(公社、公団を含む。)又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められる場合は免除する。
(3) 契約書作成の要否：要
(4) 仕様説明会は行わない。
(5) その他公告にない事項については、入札説明書、甲府市契約規則による。

甲府市告示第400号

甲府市契約規則(昭和50年12月規則第66号)第5条の規定により、次の1件の一般競争入札を執行する。

平成25年9月13日

甲府市長 宮 島 雅 展

1 入札対象業務

- (1) 入 札 番 号 業務委託 第626号

- (2) 業 務 名 称 排水機場耐震性点検調査業務委託
(3) 履 行 期 間 契約締結日から平成26年3月14日まで
(4) 履 行 場 所 仕様書による
(5) 業 務 内 容 仕様書による
(6) 予 定 価 格 公表しない
(7) 最低制限価格 設けない

2 入札参加資格

甲府市における入札参加資格の認定を受けている者で、次の条件をすべて満たす者

- (1) 甲府市内に本店、本社又は営業所を有する者であること。
(2) 甲府市における入札参加資格の認定において、「建設コンサルタント(鋼構造及びコンクリート部門、河川・砂防部門又は農業土木部門)」で登録されている者であること。
(3) 技術士(建設部門-鋼構造及びコンクリート、建設部門-河川・砂防又は農業部門-農業土木)又はRCCM(鋼構造及びコンクリート部門、河川・砂防部門又は農業土木部門)の資格を有する者を管理技術者として配置できる者であること。
(4) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当していない者であること。
(5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は法人であってその役員が暴力団員でないこと。
(6) この公告の日から入札の日までの間に「甲府市建設工事等請負契約に係る指名停止等措置要綱」に基づく指名停止を受けている日が含まれている者でないこと。
(7) 入札の日以前6か月以内に手形又は小切手の不渡りを出した者でないこと。また、不渡りによる取引停止処分を受けた場合は、処分を受けた日から2年を経過していること。
(8) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく民事再生手続開始の申立がなされている者(更生手続開始又は民事再生手続開始の決定を受けた後、競争入札参加資格の再認定を受けたものを除く。)でないこと。
(9) 市税の滞納がない者であること。

3 仕様書等の配付期間、配付場所、配付方法及び参加申請の受付等

- (1) 配付期間 平成25年9月13日(金)~平成25年9月25日(水)
(この期間内の土曜日、日曜日、祝日を除く。)
午前9時00分~午後5時00分
(2) 配付場所 甲府市産業部産業総室総務課
甲府市丸の内一丁目18番1号 甲府市役所本庁舎8階
電話055-237-5687
(3) 配付方法 直接配付とし、郵送又は伝送は行わない。ただし、甲府市ホーム

ページ（事業者向け情報 入札・契約／入札情報）から情報を入手する場合は、この限りでない。

(4) 申請書等の受付期間及び場所

- ア 期間 平成25年9月13日（金）～平成25年9月25日（水）
（この期間内の土曜日、日曜日、祝日を除く。）
午前9時00分～午後5時00分
- イ 場所 甲府市産業部産業総室総務課
甲府市丸の内一丁目18番1号 甲府市役所本庁舎8階
電話055-237-5687

4 入札・開札の日時及び場所

- (1) 日 時 平成25年10月11日（金） 午前11時00分
- (2) 場 所 甲府市役所本庁舎8階 会議室8-1、8-2
甲府市丸の内一丁目18番1号
ただし、入札場所等については変更する場合がある。

5 入札方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5/100に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の100/105に相当する金額を入札書に記載すること。

6 入札の無効

この公告に示した入札参加資格のない者の行った入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。
なお、入札参加資格の確認を受けた者であっても、入札時において2に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった者の行った入札は無効とする。

7 落札者の決定方法

甲府市契約規則第12条第1項の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

8 その他

- (1) 入札保証金：免除
- (2) 契約保証金（契約金額の10/100）：納付
ただし、甲府市契約規則第34条第1項第3号に規定する、過去2年の間に国（公社、公団を含む。）又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められる場合は免除する。
- (3) 契約書作成の要否：要
- (4) 仕様説明会は行わない。
- (5) その他公告にない事項については、入札説明書、甲府市契約規則による。

甲府市告示第401号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可にかかわる次の開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

平成25年9月17日

甲府市長 宮 島 雅 展

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
甲府市屋形三丁目1770番1、1770番3から1770番9まで以上8筆
- 2 公共施設の種類、位置

公共施設の種類	道路及び下水道
位置及び区域	別添図のとおり

（開発登録簿及び土地利用計画図は甲府市建設部まち開発室都市計画課に備えて縦覧に供する。）

- 3 開発許可を受けた者の住所及び氏名
甲府市飯田二丁目4番1号
株式会社エステイクイ
代表取締役 興 水 修

（別添図省略）

甲府市告示第402号

公募型プロポーザル方式に係る手続き開始の公告について、次のとおり参加申込書及び企画提案書の提出を招請する。

平成25年9月17日

甲府市長 宮 島 雅 展

- 1 業務名
中心市街地からの若者文化発信プロジェクト業務委託
- 2 業務概要
甲府市中心市街地においては、若者の夢を実現するための「チャレンジフィールド」として、また、若者文化の情報発信や交流拠点（居場所）として活用する取り組みが民間主導により進められているところであり、本市においても、若者の夢の実現を応援するとともに、中心市街地への若者の回帰と、地域活力の向上を図ってきたところである。
このような中、賑わいの創出並びに若者のふるさとを愛する心の醸成を図るた

め、今回中心市街地において実施する事業を委託するものであるが、委託の実施内容にあたっては、民間の豊富な技術やノウハウを背景に、独創性があり、より効果的で優れた事業提案を期するため、公募型プロポーザル方式により中心市街地からの若者文化発信プロジェクト業務の受託事業者を選考、決定するものとする。

3 履行期間

契約締結日から平成26年3月16日まで

4 参加資格

本企画提案に参加できる者は、次の各号に掲げる条件を全て満たす者とする。

- (1) 「甲府市指名競争入札参加有資格者名簿」に登録されている事業者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定のいずれにも該当していない者であること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき更正手続き開始又は民事再生手続き開始の申立てがなされている者でないこと。
- (4) 甲府市から指名停止措置を受けていないこと。
- (5) 租税を完納していること。
- (6) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体ではないこと。
- (7) 甲府市暴力団排除条例第2条に規定する暴力団、暴力団員、暴力団員等ではない者、又はそれらに関与していないこと。

5 手続等

(1) 企画提案実施要領等の配付

企画提案実施要領、仕様書、各種様式等は甲府市のホームページにて公表するので、適宜ダウンロードすること。

(2) 提出方法

参加申込書及び企画提案書等の提出方法、提出期限及び提出場所については、実施要領を参照すること。

6 主催及び事務局

主催 甲府市

事務局 甲府市 産業部 産業振興室 商工課

山梨県甲府市丸の内一丁目18番1号

TEL 055-237-5693

FAX 055-227-8065

電子メール syoukous@city.kofu.lg.jp

甲府市告示第403号

地方自治法第219条第2項の規定により、平成25年9月市議会定例会において議決を経た補正予算を、別紙のとおり公表する。

平成25年9月17日

甲府市長 宮島雅展

- 1 平成25年度甲府市一般会計補正予算（第2号）
- 2 平成25年度甲府市一般会計補正予算（第3号）
- 3 平成25年度甲府市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 4 平成25年度甲府市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 5 平成25年度甲府市病院事業会計補正予算（第1号）
- 6 平成25年度甲府市下水道事業会計補正予算（第2号）
- 7 平成25年度甲府市水道事業会計補正予算（第1号）

平成25年9月17日 原案可決

(別紙省略)

甲府市告示第404号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可にかかわる次の開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

平成25年9月19日

甲府市長 宮島雅展

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
甲府市七沢町字下田287番2、287番5、287番6、290番1、290番2、291番1、291番3
以上7筆
- 2 公共施設の種類の位置

公共施設の種類の位置及び区域	道路及び水路
	別添図のとおり

(開発登録簿及び土地利用計画図は甲府市建設部まち開発室都市計画課に備えて縦覧に供する。)
- 3 開発許可を受けた者の住所及び氏名
東京都品川区大崎一丁目11番2号
株式会社ローソン
代表取締役 新浪剛史

(別添図省略)

甲府市告示第405号

次の無効である介護保険被保険者証は、回収できないため、甲府市介護保険条例施行規則（平成12年3月規則第21号）第12条の規定により告示する。

平成25年9月20日

甲府市長 宮島雅展

- 1 書類名 介護保険被保険者証
 - 2 被保険者番号並びに住所及び氏名 別紙のとおり
- (別紙省略)

甲府市告示第406号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可にかかわる次の開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

平成25年9月24日

甲府市長 宮島雅展

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
甲府市向町字蛭田153番2、153番3、156番1、156番3、156番4、158番1、158番2、160番1、160番2、161番1、161番2、字下反田163番1、163番2、165番1、165番2、166番1、166番3、166番4、169番1から169番4まで、172番8から172番10まで、176番7、字乙麦183番1から183番4まで、187番1から187番3まで、190番1から190番3まで、192番、197番1から197番5まで、198番2、198番3、字上阿原後258番4、258番5、258番11、258番12、260番2、267番2、284番4、289番の一部、294番1の一部、上阿原町字整理地412番2、413番2、413番4、414番2、415番1、416番1
以上59筆及び道・水
- 2 公共施設の種類の位置

公共施設の種類の位置	道路
位置及び区域	別添図のとおり

(開発登録簿及び土地利用計画図は甲府市建設部まち開発室都市計画課に備えて置いて縦覧に供する。)
- 3 開発許可を受けた者の住所及び氏名

甲府市伊勢一丁目4番16号
株式会社オンザサミット
代表取締役 小田切 常雄

(別添図省略)

甲府市告示第407号

次の市税にかかわる書類は、その送達を受けるべき者の住所（居所）に郵送したが返送されたので、調査を行ったがなお不明のため地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公示する。

なお、当該書類は本職において保管し、送達を受けるべき者が請求したときはいつでも交付する。

平成25年9月24日

甲府市長 宮島雅展

- 1 書類名 平成25年度法人市民税督促状
 - 2 送達を受けるべき者 別紙のとおり
 - 3 保管場所 甲府市税務部収納管理室収納課
- (別紙省略)

甲府市告示第408号

甲府市契約規則（昭和50年12月規則第66号）第5条の規定に基づき、次の1件の一般競争入札を執行する。

平成25年9月25日

甲府市長 宮島雅展

一般競争入札 公告個別事項

入札番号	合併（土木）13号		
工事名	①道路改良工事（市道 中上今井線） ②（街路-14）配水管布設工事		
工事場所	甲府市上今井町地内		
工事概要	1	工事内容	①施工延長L=82.1m、施工幅員W=16.00m ・L型側溝工 L=121.4m、 ・L型街渠樹工 N=14箇所、 ・集水樹工 N=1箇所、

		<ul style="list-style-type: none"> ・自由勾配側溝工 L=19.0m、 ・縁石工 L=20.8m、 ・植樹ブロック工 n=22箇所、 ・路側壁工 L=30.2m、 ・車道表層工 A=741㎡、 ・車道基層工 A=694㎡、 ・車道上層路盤工 A=706㎡、 ・車道下層路盤工 A=839㎡、 ・歩道表層工 A=545㎡、 ・歩道路盤工 A=337㎡、 ・不陸整正工 A=545㎡、 ・区画線工 1式、 ・植栽工 n=300本、 ・付帯工 1式 ②・DIP.NS(φ150)85m、 ・DIP.NS(φ100)18m、 ・DIP.NS(φ75)2.4m、 ・仕切弁.NS(φ150)1基、 ・仕切弁.NS(φ100)1基 ・泥吐弁(仕切弁.NS)(φ75)2基 	
2	工期	①平成26年3月31日まで ②平成26年2月13日まで	
3	予定価格(税込み)	23,998,800円	
4	分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施義務	適用	
入札参加資格	1	本店所在地	甲府市内
	2	競争入札参加資格	土木一式 B又はC
	3	同種工事施工実績	道路改良工事又は配水管布設工事等。ただし、1件(道路改良工事又は配水管布設工事との合算可。)の工事請負額が1,100万円以上の実績に限る。元請として平成12年4月1日以降に完成、引き渡し済みの工事。なお、共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。
	4	配置予定技術者の資格	入札説明書に記載
日程	1	入札説明書等配付開始日	平成25年9月25日
	2	入札説明書等配付締切日	平成25年10月4日
	3	申請書受付開始日	平成25年9月25日

	4	申請書受付締切日	平成25年10月4日
	5	入札参加資格確認結果通知日	平成25年10月10日
	6	設計図書配付開始日	平成25年9月25日
	7	設計図書配付締切日	平成25年10月11日
	8	設計図書に関する質問開始日	平成25年9月25日
	9	設計図書に関する質問締切日	平成25年10月11日
	10	入札及び開札日時	平成25年10月22日 午前9時10分
提出書類	1	参加申請時	入札説明書に記載
	2	入札時	入札参加資格確認通知書 工事内訳書
入札参加資格に対する説明	1	質問	平成25年10月17日 午後5時まで
	2	回答	平成25年10月18日
入札の無効	入札参加資格のない者の行った入札 申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札 入札に関する条件に違反した入札 入札参加資格の要件を満たさなくなった者の行った入札		
入札保証金	免除		
契約保証金	契約金額の10/100 納付 ただし、有価証券の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証又は履行保証保険契約締結による保証を行った場合は、契約保証金を免除する。		
低入札価格調査制度	適用		
支払条件	前金払		請求できる
	中間前金払		請求できる
問い合わせ先	甲府市総務部契約管財室契約課 〒400-8585 甲府市丸の内一丁目18番1号 電話055-237-5124		

甲府市告示第409号

甲府市契約規則(昭和50年12月規則第66号)第5条の規定に基づき、次の1件の一般競争入札を執行する。

平成25年9月25日

甲府市長 宮 島 雅 展

一般競争入札 公告個別事項

入札番号	合併(土木)14号	
工事名	①農道改良工事(農道1658号線) ②(街路-10)配水管布設工事	
工事場所	甲府市西高橋町・上阿原町地内	
工事概要	1 工事内容	①施工延長L=110.3m、幅員W=4.7m ・自由勾配側溝工(B300×400) L=20.3m、 ・舗装止工 L=76.5m、 ・補償擁壁工 L=41.7m、 ・土留重力式擁壁工 L=27.0m、 ・構造物撤去工 1式、 ・アスファルト舗装工(本線・表層工・上下層路盤工) A=455㎡、 ・アスファルト舗装工(駐車場・表層工・路盤工) A=99㎡、 ・区画線工 1式、 ・付帯工 1式 ②・DIP.K(φ100)4m、 ・DIP.NS(φ100)106.5m、 ・仕切弁.NS(φ100)3基
	2 工期	平成26年3月13日まで
	3 予定価格(税込み)	14,168,700円
	4 分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施義務	適用
入札参加資格	1 本店所在地	甲府市内
	2 競争入札参加資格	土木一式 B又はC
	3 同種工事施工実績	道路改良工事又は配水管布設工事等。ただし、1件(道路改良工事又は配水管布設工事との合算可。)の工事請負額が700万円以上の実績に限る。元請として平成12年4月1日以降に完成、引き渡し済みの工事。なお、共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合の

日程	4	配置予定技術者の資格	ものに限る。 入札説明書に記載
	1	入札説明書等配付開始日	平成25年9月25日
	2	入札説明書等配付締切日	平成25年10月4日
	3	申請書受付開始日	平成25年9月25日
	4	申請書受付締切日	平成25年10月4日
	5	入札参加資格確認結果通知日	平成25年10月10日
	6	設計図書配付開始日	平成25年9月25日
	7	設計図書配付締切日	平成25年10月11日
	8	設計図書に関する質問開始日	平成25年9月25日
	9	設計図書に関する質問締切日	平成25年10月11日
10	入札及び開札日時	平成25年10月22日 午前9時15分	
提出書類	1	参加申請時	入札説明書に記載
	2	入札時	入札参加資格確認通知書 工事内訳書
入札参加資格に対する説明	1	質問	平成25年10月17日 午後5時まで
	2	回答	平成25年10月18日
入札の無効	入札参加資格のない者の行った入札 申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札 入札に関する条件に違反した入札 入札参加資格の要件を満たさなくなった者の行った入札		
入札保証金	免除		
契約保証金	契約金額の10/100 納付 ただし、有価証券の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証又は履行保証保険契約締結による保証を行った場合は、契約保証金を免除する。		
低入札価格調査制度	適用		
支払条件	前金払	請求できる	
	中間前金払	請求できる	
問い合わせ先	甲府市総務部契約管財室契約課 〒400-8585 甲府市丸の内一丁目18番1号		

電話 055-237-5124

甲府市告示第410号

甲府市契約規則（昭和50年12月規則第66号）第5条の規定に基づき、次の1件の一般競争入札を執行する。

平成25年9月25日

甲府市長 宮島雅展

一般競争入札 公告個別事項

入札番号	合併（土木）15号	
工事名	①歩道改良工事（25-3） ②下水構造物調整補修工事（その26）	
工事場所	甲府市城東三丁目地内外	
工事概要	1 工事内容	①施工延長 L = 114.1m、 ・自由勾配側溝工（300型） L = 108.0m、 ・自由勾配側溝工（400型） L = 4.5m、 ・集水柵工 N = 3箇所、 ・街渠柵工 N = 6箇所、 ・縁石工 L = 103.8m、 ・車道舗装工 A = 536㎡、 ・歩道舗装工 A = 58㎡、 ・付帯工 1式 ②・小口径汚水柵取替工 6箇所、 ・柵取付管撤去工 1箇所、 ・小口径汚水柵取付管取替工 1箇所 ・鉄蓋調整・取替工 2箇所
	2 工期	平成26年3月13日まで
	3 予定価格（税込み）	12,432,000円
	4 分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施義務	適用
入札参加資格	1 本店所在地	甲府市内
	2 競争入札参加資格	土木一式 B又はC
	3 同種工事施工実績	道路改良工事等。 ただし、1件（道路改良工事又は下水構造物調整補修工事との合算可。）の工事請負額が600万円以上の実績に

		限る。 元請として平成12年4月1日以降に完成、引き渡し済みの工事。 なお、共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。
	4 配置予定技術者の資格	入札説明書に記載
日程	1 入札説明書等配付開始日	平成25年9月25日
	2 入札説明書等配付締切日	平成25年10月4日
	3 申請書受付開始日	平成25年9月25日
	4 申請書受付締切日	平成25年10月4日
	5 入札参加資格確認結果通知日	平成25年10月10日
	6 設計図書配付開始日	平成25年9月25日
	7 設計図書配付締切日	平成25年10月11日
	8 設計図書に関する質問開始日	平成25年9月25日
	9 設計図書に関する質問締切日	平成25年10月11日
	10 入札及び開札日時	平成25年10月22日 午前9時20分
提出書類	1 参加申請時	入札説明書に記載
	2 入札時	入札参加資格確認通知書 工事内訳書
入札参加資格に対する説明	1 質問	平成25年10月17日 午後5時まで
	2 回答	平成25年10月18日
入札の無効	入札参加資格のない者の行った入札 申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札 入札に関する条件に違反した入札 入札参加資格の要件を満たさなくなった者の行った入札	
入札保証金	免除	
契約保証金	契約金額の10/100 納付 ただし、有価証券の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証又は履行保証保険契約締結による保証を行った場合は、契約保証金を免除する。	
低入札価格調査制度	適用	

支払条件	前金払	請求できる
	中間前金払	請求できる
問い合わせ先	甲府市総務部契約管財室契約課 〒400-8585 甲府市丸の内一丁目18番1号 電話055-237-5124	

甲府市告示第411号

甲府市契約規則（昭和50年12月規則第66号）第5条の規定に基づき、次の1件の一般競争入札を執行する。

平成25年9月25日

甲府市長 宮 島 雅 展

一般競争入札 公告個別事項

入札番号	(土木) 157号		
工事名	春日歩道橋改修工事(25-1)		
工事場所	甲府市丸の内二・三丁目地内		
工事概要	1	工事内容	・コンクリート補修工 1式、 ・排水管補修工 1式、 ・鳥害対策工 1式、 ・橋面舗装打換工 1式 ・付帯工 1式
	2	工期	平成26年2月28日まで
	3	予定価格(税込み)	12,085,500円
	4	分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施義務	適用
入札参加資格	1	本店所在地	甲府市内
	2	競争入札参加資格	土木一式 B又はC
	3	同種工事施工実績	道路改良工事等。 ただし、1件の工事請負額が600万円以上の実績に限る。 元請として平成12年4月1日以降に完成、引き渡し済みの工事。 なお、共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。
	4	配置予定技術者の資格	入札説明書に記載

日程	1	入札説明書等配付開始日	平成25年9月25日
	2	入札説明書等配付締切日	平成25年10月4日
	3	申請書受付開始日	平成25年9月25日
	4	申請書受付締切日	平成25年10月4日
	5	入札参加資格確認結果通知日	平成25年10月10日
	6	設計図書配付開始日	平成25年9月25日
	7	設計図書配付締切日	平成25年10月11日
	8	設計図書に関する質問開始日	平成25年9月25日
	9	設計図書に関する質問締切日	平成25年10月11日
	10	入札及び開札日時	平成25年10月22日 午前9時30分
提出書類	1	参加申請時	入札説明書に記載
	2	入札時	入札参加資格確認通知書 工事内訳書
入札参加資格に対する説明	1	質問	平成25年10月17日 午後5時まで
	2	回答	平成25年10月18日
入札の無効	入札参加資格のない者の行った入札 申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札 入札に関する条件に違反した入札 入札参加資格の要件を満たさなくなった者の行った入札		
入札保証金	免除		
契約保証金	契約金額の10/100 納付 ただし、有価証券の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証又は履行保証保険契約締結による保証を行った場合は、契約保証金を免除する。		
低入札価格調査制度	適用		
支払条件	前金払	請求できる	
	中間前金払	請求できる	
問い合わせ先	甲府市総務部契約管財室契約課 〒400-8585 甲府市丸の内一丁目18番1号 電話055-237-5124		

甲府市告示第412号

甲府市契約規則（昭和50年12月規則第66号）第5条の規定に基づき、次の1件の一般競争入札を執行する。

平成25年9月25日

甲府市長 宮 島 雅 展

一般競争入札 公告個別事項

入札番号	(土木) 158号		
工事名	耐震性貯水槽100m ³ 型設置工事		
工事場所	甲府市上今井町地内		
工事概要	1	工事内容	耐震性貯水槽設置（鋼製100m ³ 級・井筒沈下工法）N=1箇所
	2	工期	平成26年3月7日まで
	3	予定価格（税込み）	18,354,000円
	4	分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施義務	適用
入札参加資格	1	本店所在地	甲府市内
	2	競争入札参加資格	土木一式 B又はC
	3	同種工事施工実績	貯水槽等地中構造物設置工事等。ただし、1件の工事請負額が900万円以上の実績に限る。元請として平成12年4月1日以降に完成、引き渡し済みの工事。なお、共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。
	4	配置予定技術者の資格	入札説明書に記載
日程	1	入札説明書等配付開始日	平成25年9月25日
	2	入札説明書等配付締切日	平成25年10月4日
	3	申請書受付開始日	平成25年9月25日
	4	申請書受付締切日	平成25年10月4日
	5	入札参加資格確認結果通知日	平成25年10月10日
	6	設計図書配付開始日	平成25年9月25日
	7	設計図書配付締切日	平成25年10月11日
	8	設計図書に関する質問	平成25年9月25日

	開始日	
	9	設計図書に関する質問 締切日
	10	入札及び開札日時
提出書類	1	参加申請時
	2	入札時
入札参加資格に対する説明	1	質問
	2	回答
入札の無効	入札参加資格のない者の行った入札 申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札 入札に関する条件に違反した入札 入札参加資格の要件を満たさなくなった者の行った入札	
入札保証金	免除	
契約保証金	契約金額の10/100 納付 ただし、有価証券の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証又は履行保証保険契約締結による保証を行った場合は、契約保証金を免除する。	
低入札価格調査制度	適用	
支払条件	前金払	請求できる
	中間前金払	請求できる
問い合わせ先	甲府市総務部契約管財室契約課 〒400-8585 甲府市丸の内一丁目18番1号 電話055-237-5124	

甲府市告示第413号

甲府市契約規則（昭和50年12月規則第66号）第5条の規定に基づき、次の1件の一般競争入札を執行する。

平成25年9月25日

甲府市長 宮 島 雅 展

一般競争入札 公告個別事項

入札番号	(建築) 155号	
工事名	南西第二団地5号棟台所改修工事	
工事場所	甲府市下石田二丁目18	
工事概要	1 工事内容	・流し台取替、床板貼替他 28戸
	2 工期	平成26年2月21日まで
	3 予定価格(税込み)	17,129,700円
	4 分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施義務	不適用
入札参加資格	1 本店所在地	甲府市内
	2 競争入札参加資格	建築一式 B又はC
	3 同種工事施工実績	公共施設等の室内改修工事。 ただし、1件の工事請負額が800万円以上の実績に限る。 元請として平成12年4月1日以降に完成、引き渡し済みの工事。 なお、共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。
	4 配置予定技術者の資格	入札説明書に記載
日程	1 入札説明書等配付開始日	平成25年9月25日
	2 入札説明書等配付締切日	平成25年10月4日
	3 申請書受付開始日	平成25年9月25日
	4 申請書受付締切日	平成25年10月4日
	5 入札参加資格確認結果通知日	平成25年10月10日
	6 設計図書配付開始日	平成25年9月25日
	7 設計図書配付締切日	平成25年10月11日
	8 設計図書に関する質問開始日	平成25年9月25日
	9 設計図書に関する質問締切日	平成25年10月11日
	10 入札及び開札日時	平成25年10月22日 午前9時45分
提出書類	1 参加申請時	入札説明書に記載
	2 入札時	入札参加資格確認通知書 工事内訳書
入札参加資格に対する説明	1 質問	平成25年10月17日 午後5時まで
	2 回答	平成25年10月18日

入札の無効	入札参加資格のない者の行った入札 申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札 入札に関する条件に違反した入札 入札参加資格の要件を満たさなくなった者の行った入札	
入札保証金	免除	
契約保証金	契約金額の10/100 納付 ただし、有価証券の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証又は履行保証保険契約締結による保証を行った場合は、契約保証金を免除する。	
低入札価格調査制度	適用	
支払条件	前金払	請求できる
	中間前金払	請求できる
問い合わせ先	甲府市総務部契約管財室契約課 〒400-8585 甲府市丸の内一丁目18番1号 電話055-237-5124	

甲府市告示第414号

甲府市契約規則(昭和50年12月規則第66号)第5条の規定に基づき、次の1件の一般競争入札を執行する。

平成25年9月25日

甲府市長 宮 島 雅 展

一般競争入札 公告個別事項

入札番号	(電気) 156号	
工事名	甲府市地域医療センター建設(非常用発電機・太陽光発電設備)工事	
工事場所	甲府市幸町14-6	
工事概要	1 工事内容	構造・規模:鉄骨造3階建て 延べ3,230.30㎡ 1.非常用発電設備 130kVA 1台 50kVA 1台 2.太陽光発電設備 15kw 1式
	2 工期	平成26年2月28日まで
	3 予定価格(税込み)	39,481,050円

	4	分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施義務	不適用
入札参加資格	1	本店所在地	甲府市内
	2	競争入札参加資格	電気 A又はB
	3	同種工事施工実績	公共施設等の電気設備工事。ただし、1件の工事請負額が1,900万円以上の実績に限る。 元請として平成12年4月1日以降に完成、引き渡し済みの工事。 なお、共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。
	4	配置予定技術者の資格	入札説明書に記載
日程	1	入札説明書等配付開始日	平成25年9月25日
	2	入札説明書等配付締切日	平成25年10月4日
	3	申請書受付開始日	平成25年9月25日
	4	申請書受付締切日	平成25年10月4日
	5	入札参加資格確認結果通知日	平成25年10月10日
	6	設計図書配付開始日	平成25年9月25日
	7	設計図書配付締切日	平成25年10月11日
	8	設計図書に関する質問開始日	平成25年9月25日
	9	設計図書に関する質問締切日	平成25年10月11日
	10	入札及び開札日時	平成25年10月22日 午前9時50分
提出書類	1	参加申請時	入札説明書に記載
	2	入札時	入札参加資格確認通知書 工事内訳書
入札参加資格に対する説明	1	質問	平成25年10月17日 午後5時まで
	2	回答	平成25年10月18日
入札の無効	入札参加資格のない者の行った入札 申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札 入札に関する条件に違反した入札 入札参加資格の要件を満たさなくなった者の行った入札		
入札保証金	免除		
契約保証金	契約金額の10/100 納付		

	ただし、有価証券の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証又は履行保証保険契約締結による保証を行った場合は、契約保証金を免除する。	
低入札価格調査制度	適用	
支払条件	前金払	請求できる
	中間前金払	請求できる
問い合わせ先	甲府市総務部契約管財室契約課 〒400-8585 甲府市丸の内一丁目18番1号 電話055-237-5124	

甲府市告示第415号

甲府市契約規則（昭和50年12月規則第66号）第5条の規定に基づき、次の1件の一般競争入札を執行する。

平成25年9月25日

甲府市長 宮島雅展

一般競争入札 公告個別事項

入札番号	(舗装) 159号		
工事名	市道舗装工事(25-2)		
工事場所	甲府市朝気三丁目地内外		
工事概要	1	工事内容	施工延長 L=336.0m ・舗装工 A=2210.4㎡、 ・舗装復旧工 A=3.6㎡、 ・視覚障害者誘導用標示設置工 L=67.2m、 ・点字シート設置工 L=6.4m、 ・縁石工 L=7.8m、 ・区画線工 1式、 ・付帯工 1式
	2	工期	平成26年2月28日まで
	3	予定価格(税込み)	13,356,000円
	4	分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施義務	適用
入札参加資格	1	本店所在地	甲府市内

格	2	競争入札参加資格	舗装 直近の経営事項審査結果通知書の総合評価値(P)650点以上
	3	同種工事施工実績	舗装工事。 元請として平成12年4月1日以降に完成、引き渡し済みの工事。 なお、共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。
	4	配置予定技術者の資格	入札説明書に記載
	1	入札説明書等配付開始日	平成25年9月25日
日程	2	入札説明書等配付締切日	平成25年10月4日
	3	申請書受付開始日	平成25年9月25日
	4	申請書受付締切日	平成25年10月4日
	5	入札参加資格確認結果通知日	平成25年10月10日
	6	設計図書配付開始日	平成25年9月25日
	7	設計図書配付締切日	平成25年10月11日
	8	設計図書に関する質問開始日	平成25年9月25日
	9	設計図書に関する質問締切日	平成25年10月11日
	10	入札及び開札日時	平成25年10月22日 午前9時55分
	提出書類	1	参加申請時
2		入札時	入札参加資格確認通知書 工事内訳書
入札参加資格に対する説明	1	質問	平成25年10月17日 午後5時まで
	2	回答	平成25年10月18日
入札の無効	入札参加資格のない者の行った入札 申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札 入札に関する条件に違反した入札 入札参加資格の要件を満たさなくなった者の行った入札		
入札保証金	免除		
契約保証金	契約金額の10/100 納付 ただし、有価証券の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証又は履行保証保険契約締結に		

	よる保証を行った場合は、契約保証金を免除する。	
低入札価格調査制度	適用	
支払条件	前金払	請求できる
	中間前金払	請求できる
問い合わせ先	甲府市総務部契約管財室契約課 〒400-8585 甲府市丸の内一丁目18番1号 電話055-237-5124	

甲府市告示第416号

甲府市契約規則(昭和50年12月規則第66号)第5条の規定に基づき、次の1件の一般競争入札を執行する。

平成25年9月25日

甲府市長 宮 島 雅 展

一般競争入札 公告個別事項

入札番号	(防水)153号		
工事名	甲府市勤労者福祉センター事務所棟屋上防水他改修工事		
工事場所	甲府市朝気二丁目2-22		
工事概要	1	工事内容	事務所棟屋上防水及び外壁塗装改修他一式
	2	工期	平成26年1月21日まで
	3	予定価格(税込み)	14,686,350円
	4	分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施義務	不適用
入札参加資格	1	本店所在地	甲府市内
	2	競争入札参加資格	防水 直近の経営事項審査結果通知書の総合評価値(P)500点以上
	3	同種工事施工実績	公共施設等の防水工事。 元請として平成12年4月1日以降に完成、引き渡し済みの工事。 なお、共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。
	4	配置予定技術者の資格	入札説明書に記載

日程	1	入札説明書等配付開始日	平成25年9月25日
	2	入札説明書等配付締切日	平成25年10月4日
	3	申請書受付開始日	平成25年9月25日
	4	申請書受付締切日	平成25年10月4日
	5	入札参加資格確認結果通知日	平成25年10月10日
	6	設計図書配付開始日	平成25年9月25日
	7	設計図書配付締切日	平成25年10月11日
	8	設計図書に関する質問開始日	平成25年9月25日
	9	設計図書に関する質問締切日	平成25年10月11日
	10	入札及び開札日時	平成25年10月22日 午前10時00分
提出書類	1	参加申請時	入札説明書に記載
	2	入札時	入札参加資格確認通知書 工事内訳書
入札参加資格に対する説明	1	質問	平成25年10月17日 午後5時まで
	2	回答	平成25年10月18日
入札の無効	入札参加資格のない者の行った入札 申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札 入札に関する条件に違反した入札 入札参加資格の要件を満たさなくなった者の行った入札		
入札保証金	免除		
契約保証金	契約金額の10/100 納付 ただし、有価証券の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証又は履行保証保険契約締結による保証を行った場合は、契約保証金を免除する。		
低入札価格調査制度	適用		
支払条件	前金払	請求できる	
	中間前金払	請求できる	
問い合わせ先	甲府市総務部契約管財室契約課 〒400-8585 甲府市丸の内一丁目18番1号 電話055-237-5124		

甲府市告示第417号

予防接種法（昭和23年法律第68号）第5条の規定により、予防接種を実施するので、予防接種法施行令（昭和23年厚生省第197号）第5条の規定により公告する。

平成25年9月26日

甲府市長 宮 島 雅 展

1 実施内容（平成25年10月分）

種 類	対 象 者		場 所
Hib	初回	生後2月から生後60月に 至るまでの間にある者	指定 医療機関 (別掲)
	追加		
肺炎球菌 (小児がかかるもの)	初回	生後2月から生後60月に 至るまでの間にある者	
	追加		
百日せき ジフテリア 破傷風 不活化ポリオ (DPT-IPV)	第1期初回	生後3月から生後90月に 至るまでの間にある者	
	第1期追加		
百日せき ジフテリア 破傷風 (DPT)	第1期初回	生後3月から生後90月に 至るまでの間にある者	
	第1期追加		
単独不活化ポリオ	第1期初回	生後3月から生後90月に 至るまでの間にある者	
	第1期追加		
B C G	生後1歳に至るまでの間にある者		
麻しん風しん混合 (MR)	第1期	生後12月から生後24月に 至るまでの間にある者	
	第2期	5歳以上7歳未満の者であって、 小学校就学前の1年間にある者	
麻しん単独 風しん単独	第1期初回	生後6月から生後90月に 至るまでの間にある者	
	第1期追加		
日本脳炎	第1期初回	生後6月から生後90月に 至るまでの間にある者	
	第2期		9歳以上13歳未満の者

	特例*1	平成7年4月2日から平成19年4月1日の間に生まれた者	
ジフテリア 破傷風 (DTトキソイド)	第2期	11歳以上13歳未満の者	
子宮頸がん	12歳となる日の属する年度の初日から16歳となる日の属する年度の末日までの間にある女子		
高齢者 インフルエンザ	・65歳以上の者 ・60歳以上65歳未満の者であって、心臓、じん臓又は呼吸器の機能に自己の身の日常生活活動が極度に制限される程度の障害を有する者及びヒト免疫不全ウイルスにより、免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障害を有する者（障害者手帳1級相当）		高齢者インフルエンザ指定医療機関

※1 平成17年5月30日の接種勧奨差し控えにより、全4回の日本脳炎予防接種を完了できなかった者への救済措置。

2 予防接種を受けることが適当でない人

- (1) 明らかに発熱のある人
- (2) 重篤な急性疾患に罹っていることが明らかな人
- (3) その日に受ける予防接種によって、又は予防接種に含まれる成分でアナフィラキシーショックを起こしたことのある人
- (4) その他医師が不適当な状態と判断した場合

(別紙省略)

甲府市告示第418号

道路法（昭和27年法律第180号）第8条の規定に基づき、市道路線を次のように認定する。その関係図面は、建設部まち保全室道路河川課において、この告示の日から平成25年10月10日まで一般の縦覧に供する。

平成25年9月27日

甲府市長 宮島雅展

路線番号	路線名	起点 終点	重要な 経過地
1621	甲府駅周辺土地区画 整理21号線	甲府市宝一丁目102番地先 甲府市宝一丁目159番地先	なし
1622	甲府駅周辺土地区画 整理25号線	甲府市朝日二丁目20番地先 甲府市朝日二丁目22番地先	なし

1623	甲府駅周辺土地区画 整理26号線	甲府市朝日三丁目306番地先 甲府市朝日三丁目293番地先	なし
1624	上町14号線	甲府市上町333番1地先 甲府市上町326番1地先	なし

甲府市告示第419号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可にかかわる次の開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

平成25年9月27日

甲府市長 宮島雅展

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
甲府市和戸町字外森90番8
以上1筆
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
甲府市中小河原町95番地7
A201
穂坂友宏

甲府市告示第420号

甲府市職員採用試験を別紙内容に基づき実施するので、甲府市職員の任用等に関する規則第9条の規定により公告する。

平成25年9月30日

甲府市長 宮島雅展

(別紙省略)

甲府市告示第421号

次の国民健康保険被保険者証は、回収できないため、甲府市国民健康保険条例施行規則（昭和35年11月規則第52号）第13条の規定により無効である旨を告示する。

平成25年9月30日

甲府市長 宮 島 雅 展

- 1 書類名 国民健康保険被保険者証
2 世帯主住所並びに被保険者氏名及び記号番号 別紙のとおり
(別紙省略)

教育委員会

甲府市教育委員会告示第25号

甲府市緑が丘スポーツ公園（有料運動施設）及び甲府市スポーツ広場（青葉・東下条）の管理を指定管理者に行わせるにあたり、甲府市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成17年6月条例第16号）第2条の規定に基づき公募し、同条例第11号の規定により、次のとおり告示する。

平成25年9月2日

甲府市教育委員会
委員長 齋 藤 章

1 指定管理を公募する施設の概要

名 称	個 別 施 設	所 在 地
甲府市緑が丘スポーツ公園 （有料運動施設）	野球場・競技場・テニスコート・球技場・水泳場	甲府市緑が丘二丁目 8番1号
甲府市青葉スポーツ広場	自由広場・軟式野球場・弓道場・ゲートボール場	甲府市青葉町 19番1号
甲府市東下条スポーツ広場	自由広場・テニスコート	甲府市東下条町 243番地1

(注) 表中の3施設を一括管理とする。

2 指定管理者が行う業務の範囲

(1) 指定管理業務

- ア 緑が丘スポーツ公園（有料運動施設）及び甲府市スポーツ広場（青葉・東下条）の利用の許可に関する業務
 - イ 緑が丘スポーツ公園（有料運動施設）及び甲府市スポーツ広場（青葉・東下条）の施設及び設備の維持管理に関する業務
 - ウ 前2項目のほか、甲府市教育委員会が定める業務
- (2) 自主事業の企画・開催に関する業務
- (3) 指定管理者交代に伴う業務
- (4) 事業報告書等の提出
- (5) スポーツ行政等に対する協力業務

3 指定期間

平成26年4月1日から平成31年3月31日まで

4 募集要項の配付

(1) 募集要項の配付期間及び場所

ア 配付期間 平成25年9月2日(月)から平成25年9月13日(金)まで
(この期間内の土曜日、日曜日を除く)
午前9時から午後5時まで

イ 配付場所 甲府市丸の内1丁目18番1号 甲府市役所9階
甲府市教育委員会 スポーツ課

5 申請書類の提出期間及び場所等

(1) 申請書類の提出期間、提出場所及び提出方法

ア 提出期間 平成25年9月19日(木)から平成25年10月9日(水)まで
(この期間内の土曜日、日曜日、祝日を除く)

イ 提出場所 甲府市丸の内1丁目18番1号 甲府市役所9階
甲府市教育委員会 スポーツ課

ウ 提出方法 持参

6 問い合わせ先

(1) 問い合わせ先

甲府市丸の内1丁目18番1号 甲府市役所9階
甲府市教育委員会 スポーツ課
電話 055-223-7325
FAX 055-226-4889

甲府市教育委員会告示第26号

公募型プロポーザル方式に係る手続き開始の公告について、次のとおり参加表明書及び企画提案書の提出を招請します。

平成25年9月2日

甲府市教育委員会
委員長 齋藤 章

1 業務名

甲府市立小学校給食調理業務委託

2 業務概要

甲府市教育委員会では、学校給食調理業務のあり方について、平成17年2月に決定した「小学校給食調理業務の運営方針」に基づき、食育基本法の施行や食育基本計画の策定、学校給食法の改正など、その後の様々な状況変化を踏まえる中で、現在まで継続的に検討してきた。

そのような状況を踏まえるなかで、食育の観点、学校給食の質や安全性、行政運営の効率性などを総合的に検討した結果、現在においては、民間委託した場合にも、民間のノウハウや専門性、柔軟性が期待でき、よりよい学校給食が実現できるものと考え、平成22年度から給食調理業務の委託化を年次的に実施している。このことから、朝日、千塚、大國小学校給食調理業務を委託するものである。

この事業の実施にあたっては、民間の豊富な技術・ノウハウを背景に、従来の行政運営手法を超えた新しい、より優れた給食業務運営における提案により、今以上に安全、安心で、児童に喜ばれる給食を提供するため、公募型プロポーザル方式(公募型企画提案方式)により、甲府市立小学校給食調理業務の受託事業者を選考、決定するものとする。

3 履行期間

平成26年4月1日から平成28年3月31日まで

4 参加資格

本企画提案に参加できる者は、参加表明書提出時現在で、以下の全ての条件を満たすものとする。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定のいずれにも該当していないこと。
- (2) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき、更正手続き開始の申立てがなされている者でないこと。
- (3) 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続き開始の申立てがなされている者でないこと。
- (4) 甲府市暴力団排除条例(平成24年条例第2号)に規定する、暴力団員等でないこと。
- (5) 甲府市指名競争入札参加有資格者名簿に登録されている者であること。
- (6) 甲府市から指名停止を受けている者でないこと。
- (7) 租税を完納していること。
- (8) 学校給食法ほか学校給食関係法令等を熟知し、学校給食の趣旨を十分に理解するとともに文部科学省の「学校給食衛生管理基準」及び厚生労働省の「大量調理施設衛生管理マニュアル」を遵守した業務が遂行できること。
- (9) 学校給食調理業務に十分な実績及び能力を有していること。
- (10) 過去3年以内に、学校給食業務において食品衛生法に基づく営業処分を受けていないこと。
- (11) 甲府市立伊勢小学校、里垣小学校、相川小学校及び石田小学校の給食調理業務の受託者でないこと。

5 参加表明書及び企画提案書の提出期限並びに提出場所

企画提案実施要領参照

6 主催及び事務局

主催 甲府市教育委員会
事務局 教育部教育総室学事課
山梨県甲府市丸の内一丁目18番1号

電子メール kyogaku@city.kofu.lg.jp 学事課 宛て
FAX 055-235-5648
TEL 055-223-7322

甲府市教育委員会告示第27号

公募型プロポーザル方式に係る手続き開始の公告について、次のとおり参加表明書及び企画提案書の提出を招請します。

平成25年9月2日

甲府市教育委員会
委員長 齋藤 章

1 業務名

甲府市立小学校給食調理・配送業務委託

2 業務概要

甲府市教育委員会では、学校給食調理業務のあり方について、平成17年2月に決定した「小学校給食調理業務の運営方針」に基づき、食育基本法の施行や食育基本計画の策定、学校給食法の改正など、その後の様々な状況変化を踏まえる中で、現在まで継続的に検討してきた。

そのような状況を踏まえるなかで、食育の観点、学校給食の質や安全性、行政運営の効率性などを総合的に検討した結果、現在においては、民間委託した場合にも、民間のノウハウや専門性、柔軟性が期待でき、よりよい学校給食が実現できるものと考え、平成22年度から給食調理業務の委託化を年次的に実施している。このことから、池田、大里、北新・千代田小学校給食調理・配送業務を委託するものである。

この事業の実施にあたっては、民間の豊富な技術・ノウハウを背景に、従来の行政運営手法を超えた新しい、より優れた給食業務運営における提案により、今以上に安全、安心で、児童に喜ばれる給食を提供するため、公募型プロポーザル方式（公募型企画提案方式）により、甲府市立小学校給食調理・配送業務の受託事業者を選考、決定するものとする。

3 履行期間

平成26年4月1日から平成28年3月31日まで

4 参加資格

本企画提案に参加できる者は、参加表明書提出時現在で、以下の全ての条件を満たすものとする。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定のいずれにも該当していないこと。

(2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき、更正手続き開始の申立

てがなされている者でないこと。

(3) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続き開始の申立てがなされている者でないこと。

(4) 甲府市暴力団排除条例（平成24年条例第2号）に規定する、暴力団員等でないこと。

(5) 甲府市指名競争入札参加有資格者名簿に登録されている者であること。

(6) 甲府市から指名停止を受けている者でないこと。

(7) 租税を完納していること。

(8) 学校給食法ほか学校給食関係法令等を熟知し、学校給食の趣旨を十分に理解するとともに文部科学省の「学校給食衛生管理基準」及び厚生労働省の「大量調理施設衛生管理マニュアル」を遵守した業務が遂行できること。

(9) 学校給食調理業務に十分な実績及び能力を有していること。

(10) 過去3年以内に、学校給食業務において食品衛生法に基づく営業処分を受けていないこと。

(11) 甲府市立伊勢小学校、里垣小学校、相川小学校及び石田小学校の給食調理業務の受託者でないこと。

5 参加表明書及び企画提案書の提出期限並びに提出場所
企画提案実施要領参照

6 主催及び事務局

主催 甲府市教育委員会

事務局 教育部教育総室学事課

山梨県甲府市丸の内一丁目18番1号

電子メール kyogaku@city.kofu.lg.jp 学事課 宛て

FAX 055-235-5648

TEL 055-223-7322

農業委員会

甲府市農業委員会告示第9号

農業委員会等に関する法律第21条第1項の規定に基づき甲府市農業委員会9月定例総会を、平成25年9月30日午後2時00分、甲府市南公民館において開催し、付議すべき事項について協議するので、甲府市農業委員会総会会議規則第2条の規定により公告する。

平成25年9月26日

甲府市農業委員会会長 塩野陽一

付議すべき事項

- 1 農地法に基づく申請・届出等について
- 2 平成25年10月告示分農用地利用集積計画について
- 3 平成26年度甲府市農業行政施策に関する建議書について

上下水道局

甲府市上下水道局告示第57号

甲府市水道事業給水条例（平成9年12月条例第67号）第7条にかかわる指定給水装置工事事業者の指定をしたので、甲府市上下水道局指定給水装置工事事業者規程（平成10年2月管理規程第2号）第10条第1号の規定により告示する。

平成25年9月6日

甲府市上下水道事業管理者職務代理者
甲府市上下水道局業務部長 保坂紀夫

- | | |
|--------|--------------|
| 1 指定番号 | 第384号 |
| 指定業者名 | 赤池総合サービス |
| 所在地 | 南巨摩郡身延町切石155 |
| 代表者 | 赤池 朗 |

甲府市上下水道局告示第58号

甲府市上下水道局契約規程（昭和39年4月規程第2号）及び甲府市契約規則（昭和50年12月規則第66号）第5条の規定に基づき、次の1件の一般競争入札を執行する。

なお、対象工事は、価格と価格以外の要素とを総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式の工事である。

平成25年9月6日

甲府市上下水道事業管理者職務代理者
甲府市上下水道局業務部長 保坂紀夫

一般競争入札（総合評価落札方式）公告個別事項

入札番号	合併（土木）11号		
工事名	①濁川東一処理分区下水道管布設工事（H25-1） ②（下甲-3）配水管布設替工事（濁川東一処理分区・H25-1）		
工事場所	甲府市和戸町地内		
工事概要	1	工事内容	①リブ付塩ビ管布設工（φ250mm） L=446.10m、リブ付塩ビ管布設

		工 (φ200mm) L=545.00m、 人孔設置工 (1号) 20箇所、人孔設置 工 (小型) 3箇所、公設樹設置工59箇 所、付帯工1式 ②DIP. NS (φ250) 28.0m、 DIP. NS (φ200) 11.0m、 DIP. NS (φ150) 921.0m、 DIP. NS (φ100) 6.0m、 DIP. NS (φ75) 32.5m、 DIP. K (φ250) 3.0m、 DIP. K (φ150) 1.0m、 DIP. K (φ100) 2.0m、 DIP. K (φ75) 1.5m、 RRVP (φ100) 1.0m、 RRVP (φ75) 1.0m、 仕切弁. NS (φ250) 3基、 仕切弁. NS (φ200) 1基、 仕切弁. NS (φ150) 13基、 仕切弁. NS (φ100) 1基、 仕切弁. NS (φ75) 3基、 不断水式簡易仕切弁 (φ100) 1基、 消火栓 (φ75) 5基、 空気弁 (φ25) 5基、 臨給工 (臨給材料は局支給) 1式	
2	工期	平成26年10月15日まで	
3	予定価格 (税込み)	293,910,750円	
4	分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の 実施義務	適用	
入札参加資格	1	本店所在地	甲府市内
	2	競争入札参加資格	土木一式 次の2者を構成員とする自主結成によ る特定建設工事共同企業体 AA2者又はAB2者
	3	同種工事施工実績	下水道管布設工事又は配水管布設替工 事等。 ただし、1件 (下水道管布設工事又は 配水管布設替工事との合算可。) の工 事請負額が8,000万円以上の実績 に限る。 共同企業体の代表構成員が元請として 平成12年4月1日以降に完成、引き 渡し済みの工事。

			なお、共同企業体の構成員としての実 績は、出資比率が20%以上の場合の ものに限る。
	4	配置予定技術者の資格	入札説明書に記載
総合評価に 関する事項	1	総合評価方式の種類	簡易型 (I)
	2	加算点の満点	10
	3	評価の基準	総合評価入札技術等審査確認資料作成 要領による
日程	1	入札説明書等配付開始 日	平成25年9月6日
	2	入札説明書等配付締切 日	平成25年9月18日
	3	申請書受付開始日	平成25年9月6日
	4	申請書受付締切日	平成25年9月18日
	5	入札参加資格確認結果 通知日	平成25年9月25日
	6	設計図書配付開始日	平成25年9月6日
	7	設計図書配付締切日	平成25年9月26日
	8	設計図書に関する質問 開始日	平成25年9月6日
	9	設計図書に関する質問 締切日	平成25年9月26日
	10	入札日時	平成25年10月4日 午前9時05分
	11	価格以外の評価点公表 日	平成25年10月9日
	12	開札日時	平成25年10月16日 午前9時05分
	13	落札者決定日	平成25年10月17日
提出書類	1	参加申請時	入札説明書に記載
	2	入札時	入札参加資格確認通知書 配置予定技術者の入札時の状況 工程表 工事内訳書
入札参加資格 に対する 説明	1	質問	平成25年10月1日 午後5時まで
	2	回答	平成25年10月2日
価格以外の 評価に関する 照会	1	質問	平成25年10月11日まで
	2	回答	平成25年10月15日
価格以外の評価		公表	平成25年10月15日

を修正した場合		
入札の無効	入札参加資格のない者の行った入札 申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札 入札に関する条件に違反した入札 入札参加資格の要件を満たさなくなった者の行った入札	
入札保証金	免除	
契約保証金	契約金額の10/100 納付 ただし、有価証券の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証又は履行保証保険契約締結による保証を行った場合は、契約保証金を免除する。	
低入札価格調査制度	適用	
支払条件	前金払	請求できる
	中間前金払	請求できる（ただし、部分払との選択制とする。）
	部分払	請求できる
問い合わせ先	甲府市総務部契約管財室契約課 〒400-8585 甲府市丸の内一丁目18番1号	

甲府市上下水道局告示第59号

公募型プロポーザル方式に係る手続き開始の公告について、次のとおり参加表明書及び企画提案書の提出を招請します。

平成25年9月17日

甲府市上下水道事業管理者職務代理者
甲府市上下水道局業務部長 保坂紀夫

- 1 業務名
甲府市上下水道局サービスセンター業務
- 2 業務概要
 - (1) 開栓・閉栓等受付及び転居精算業務
 - (2) 検針業務
 - (3) 調定及び調定更正業務
 - (4) 口座振替業務
 - (5) コンビニエンスストア収納業務
 - (6) クレジットカード収納業務

- (7) 納入通知書発送業務
 - (8) 滞納整理業務
 - (9) 給水停止業務
 - (10) 収納証明書発行業務
 - (11) 電子計算機器運用業務
 - (12) 各種お知らせ発行業務
 - (13) 宅地内簡易漏水調査業務
 - (14) 公金窓口収納業務
 - (15) 総合案内及び電話交換業務
 - (16) ボトルドウォーター販売業務
 - (17) スポーツ施設使用受付業務
 - (18) 上記業務に附帯する業務
- 3 履行場所
甲府市下石田二丁目23番1号 甲府市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例（昭和41年12月条例第42号）別表1に定める給水区域
 - 4 契約期間
平成26年4月1日から平成31年3月31日まで
 - 5 参加資格
参加できる者は、次の条件をすべて満たす者とする。
 - (1) 甲府市入札参加資格者名簿に登載されている者であること。
 - (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項各号の規定に該当しない者であること。
 - (3) 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされていないこと。
 - (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続開始の申立てがなされていないこと。
 - (5) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。
 - (6) 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員、暴力団関係者及びその他反社会勢力に係る者（以下「暴力団員等」という。）又は法人にあってはその役員が暴力団員等でないこと。
 - (7) 本件に係る公告日から優先交渉権者決定までの間に、甲府市建設工事等請負契約に係る指名停止等措置要綱に基づく指名停止処分を受けていないこと。
 - (8) 直近2年間の国税及び地方税に滞納がない者であること。
 - (9) 過去3年以内に、給水人口10万人以上の規模の水道事業体において、料金請求及び収納業務並びに滞納整理業務のいずれかの業務（以下「水道料金等徴収業務」という。）を受託した実績があること。
 - (10) 当該委託業務の目的達成に必要な業務従事者を配置できる者であること。
 - (11) 常時雇用関係があり、かつ、水道料金等徴収業務について3年以上の実務経験を有する業務責任者及び2年以上の実務経験を有する副業務責任者を配

置できる者であること。

- (12) 水道法（昭和32年法律第177号）に基づく給水装置工事主任技術者の資格を有する者を常時配置できること。
- (13) 個人情報の漏洩、滅失、毀損又は改竄の防止その他個人情報の適正な保護及び管理のために必要な措置を講ずることができる者であること。
- (14) ISO/IEC27001及びプライバシーマークの認証を取得していること。
- (15) 自主結成による共同企業体ではない単体の者であること。

6 プロポーザル実施日程

サービスセンター業務委託公募型プロポーザル募集要領を参照してください。

7 提出場所等

- (1) 提出場所 甲府市下石田二丁目23番1号
甲府市上下水道局業務部営業管理室営業課料金係
- (2) 受付時間 午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）
- (3) 提出方法 原則、持参による提出とします。なお、郵送又は宅配便等による提出も可能としますが必ず事前に連絡してください。
- (4) 様式 各種様式は、甲府市上下水道局のホームページからダウンロードしてください。
ホームページ：<http://www.water.kofu.yamanashi.jp/>
- (5) その他 詳細は、「サービスセンター業務委託公募型プロポーザル募集要領」を参照してください。

8 主催及び事務局

主催者 甲府市上下水道局
事務局 甲府市上下水道局業務部営業管理室営業課料金係
〒400-0046 甲府市下石田二丁目23番1号
電話 055-228-3313（料金係直通）
メール jougeeigyo@city.kofu.lg.jp

甲府市上下水道局告示第60号

甲府市上下水道局契約規程（昭和39年4月規程第2号）及び甲府市契約規則（昭和50年12月規則第66号）第5条の規定に基づき、次の1件の一般競争入札を執行する。

なお、対象工事は、価格と価格以外の要素とを総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式の工事である。

平成25年9月25日

甲府市上下水道事業管理者職務代理者
甲府市上下水道局業務部長 保坂紀夫

一般競争入札（総合評価落札方式）公告個別事項

入札番号	合併（土木）16号	
工事名	①善光寺一処理分区下水道管布設工事（H25-1） ②（下甲-1）配水管布設替工事（善光寺一処理分区・H25-1）	
工事場所	甲府市桜井町地内	
工事概要	1 工事内容	①リブ付塩ビ管布設工（φ200mm） L=836.2m、人孔設置工（1号） 25箇所、人孔設置工（小型）1箇所、 公設樹設置工22箇所、付帯工1式 ②DIP.NS（φ300）493.5m、 DIP.NS（φ150）53m、 DIP.NS（φ100）65m、 DIP.NS（φ75）24m、 DIP.K（φ150）8m、 HPPE（φ75）118.5m、 仕切弁.NS（φ300）7基、 仕切弁.NS（φ150）3基、 仕切弁.NS（φ100）2基、 仕切弁.NS（φ75）2基、 仕切弁（φ300）2基、 不断水簡易仕切弁（φ300）1基、 仕切弁.HPPE（φ75）1基、 消火栓（φ75）3基、 空気弁（φ25）1基、 水抜栓（φ25）1基
	2 工期	平成26年10月30日まで
	3 予定価格（税込み）	193,169,550円
	4 分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施義務	適用
入札参加資格	1 本店所在地	甲府市内
	2 競争入札参加資格	土木一式 次の2者を構成員とする自主結成による 特定建設工事共同企業体 AA2者又はAB2者
	3 同種工事施工実績	下水道管布設工事又は配水管布設替工事等。 ただし、1件（下水道管布設工事又は配水管布設替工事との合算可。）の工事請負額が8,000万円以上の実績に限る。

		共同企業体の代表構成員が元請として平成12年4月1日以降に完成、引き渡し済みの工事。 なお、共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。
	4	配置予定技術者の資格 入札説明書に記載
総合評価に関する事項	1	総合評価方式の種類 簡易型（I）
	2	加算点の満点 10
	3	評価の基準 総合評価入札技術等審査確認資料作成要領による
日程	1	入札説明書等配付開始日 平成25年9月25日
	2	入札説明書等配付締切日 平成25年10月4日
	3	申請書受付開始日 平成25年9月25日
	4	申請書受付締切日 平成25年10月4日
	5	入札参加資格確認結果通知日 平成25年10月10日
	6	設計図書配付開始日 平成25年9月25日
	7	設計図書配付締切日 平成25年10月11日
	8	設計図書に関する質問開始日 平成25年9月25日
	9	設計図書に関する質問締切日 平成25年10月11日
	10	入札日時 平成25年10月22日 午前9時00分
	11	価格以外の評価点公表日 平成25年10月25日
	12	開札日時 平成25年10月31日 午前10時00分
	13	落札者決定日 平成25年11月1日
提出書類	1	参加申請時 入札説明書に記載
	2	入札時 入札参加資格確認通知書 配置予定技術者の入札時の状況 工程表 工事内訳書
入札参加資格に対する説明	1	質問 平成25年10月17日 午後5時まで
	2	回答 平成25年10月18日
価格以外の	1	質問 平成25年10月29日まで

評価に関する照会	2	回答	平成25年10月30日
価格以外の評価を修正した場合		公表	平成25年10月30日
入札の無効	入札参加資格のない者の行った入札 申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札 入札に関する条件に違反した入札 入札参加資格の要件を満たさなくなった者の行った入札		
入札保証金	免除		
契約保証金	契約金額の10/100 納付 ただし、有価証券の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証又は履行保証保険契約締結による保証を行った場合は、契約保証金を免除する。		
低入札価格調査制度	適用		
支払条件	前金払	請求できる	
	中間前金払	請求できる（ただし、部分払との選択制とする。）	
	部分払	請求できる	
問い合わせ先	甲府市総務部契約管財室契約課 〒400-8585 甲府市丸の内一丁目18番1号		

甲府市上下水道局告示第61号

甲府市上下水道局契約規程（昭和39年4月規程第2号）及び甲府市契約規則（昭和50年12月規則第66号）第5条の規定に基づき、次の1件の一般競争入札を執行する。

なお、対象工事は、価格と価格以外の要素とを総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式の工事である。

平成25年9月25日

甲府市上下水道事業管理者職務代理者
甲府市上下水道局業務部長 保坂紀夫

一般競争入札（総合評価落札方式）公告個別事項

入札番号	合併（土木）17号
工事名	①濁川東一処理分区下水道管布設工事（H25-2）

		②（下甲－４）配水管布設替工事（濁川東一処理分区・H25-2）	
工事場所		甲府市和戸町・川田町地内	
工事概要	1	工事内容	<p>①リブ付塩ビ管布設工（φ200mm） L=1375.60m、 リブ付塩ビ管布設工（φ150mm） L=45.00m、 人孔設置工（1号）28箇所、 人孔設置工（小型）19箇所、 人孔設置工（点検口）2箇所、 公設柵設置工58箇所、 付帯工1式</p> <p>②DIP.NS（φ250）390m、 DIP.NS（φ150）331m、 DIP.NS（φ100）242m、 DIP.NS（φ75）9m、 DIP.K（φ250）6m、 DIP.K（φ150）19m、 HPPE（φ75）180m、 仕切弁.NS（φ250）7基、 仕切弁.NS（φ150）7基、 仕切弁.NS（φ100）4基、 仕切弁.NS（φ75）2基、 仕切弁.HPPE（φ75）2基、 不断水簡易仕切弁（φ250）1基、 消火栓（φ75）3基、 泥吐弁（φ75）1基、 泥吐弁（φ50）1基、 空気弁（φ25）1基、 臨給工（材料局支給）1式</p>
	2	工期	平成26年10月30日まで
	3	予定価格（税込み）	207,385,500円
	4	分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施義務	適用
	入札参加資格	1	本店所在地
2		競争入札参加資格	土木一式 次の2者を構成員とする自主結成による特定建設工事共同企業体 AA2者又はAB2者
3		同種工事施工実績	下水道管布設工事又は配水管布設替工事等。 ただし、1件（下水道管布設工事又は

		配水管布設替工事との合算可。）の工事請負額が8,000万円以上の実績に限る。 共同企業体の代表構成員が元請として平成12年4月1日以降に完成、引き渡し済みの工事。 なお、共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。	
4		配置予定技術者の資格	入札説明書に記載
総合評価に関する事項	1	総合評価方式の種類	簡易型（I）
	2	加算点の満点	10
	3	評価の基準	総合評価入札技術等審査確認資料作成要領による
日程	1	入札説明書等配付開始日	平成25年9月25日
	2	入札説明書等配付締切日	平成25年10月4日
	3	申請書受付開始日	平成25年9月25日
	4	申請書受付締切日	平成25年10月4日
	5	入札参加資格確認結果通知日	平成25年10月10日
	6	設計図書配付開始日	平成25年9月25日
	7	設計図書配付締切日	平成25年10月11日
	8	設計図書に関する質問開始日	平成25年9月25日
	9	設計図書に関する質問締切日	平成25年10月11日
	10	入札日時	平成25年10月22日 午前9時05分
	11	価格以外の評価点公表日	平成25年10月25日
	12	開札日時	平成25年10月31日 午前10時05分
	13	落札者決定日	平成25年11月1日
提出書類	1	参加申請時	入札説明書に記載
	2	入札時	入札参加資格確認通知書 配置予定技術者の入札時の状況 工程表 工事内訳書
入札参加資	1	質問	平成25年10月17日

格に対する説明	2	回答	午後5時まで 平成25年10月18日
価格以外の評価に関する照会	1	質問	平成25年10月29日まで
	2	回答	平成25年10月30日
価格以外の評価を修正した場合	公表		平成25年10月30日
入札の無効	入札参加資格のない者の行った入札 申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札 入札に関する条件に違反した入札 入札参加資格の要件を満たさなくなった者の行った入札		
入札保証金	免除		
契約保証金	契約金額の10/100 納付 ただし、有価証券の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証又は履行保証保険契約締結による保証を行った場合は、契約保証金を免除する。		
低入札価格調査制度	適用		
支払条件	前金払	請求できる	
	中間前金払	請求できる（ただし、部分払との選択制とする。）	
	部分払	請求できる	
問い合わせ先	甲府市総務部契約管財室契約課 〒400-8585 甲府市丸の内一丁目18番1号		

甲府市上下水道局告示第62号

甲府市上下水道局契約規程（昭和39年4月規程第2号）及び甲府市契約規則（昭和50年12月規則第66号）第5条の規定に基づき、次の1件の一般競争入札を執行する。

平成25年9月25日

甲府市上下水道事業管理者職務代理者
甲府市上下水道局業務部長 保坂紀夫

一般競争入札 公告個別事項

入札番号	合併（土木）18号
------	-----------

工事名	①濁川東二処理分区下水道管布設工事（H25-1） ②（下甲-8）配水管布設替工事（濁川東二処理分区・H25-1）		
工事場所	甲府市向町地内		
工事概要	1	工事内容	①・リップ付塩ビ管布設工（φ200）L＝145.8m、 ・硬質塩ビ管布設工（φ150）L＝231.2m、 ・人孔設置工（1号）3箇所、 ・人孔設置工（小型）2箇所、 ・人孔設置工（点検口）17箇所、 ・公設柵設置工 10箇所 ②・DIP.NS（φ100）112m、 ・仕切弁.NS（φ100）1基、 ・消火栓（φ75）1基、 ・ドレーン管（φ50）2m
	2	工期	平成26年3月13日まで
	3	予定価格（税込み）	30,410,100円
	4	分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施義務	適用
入札参加資格	1	本店所在地	甲府市内
	2	競争入札参加資格	土木一式 A又はB
	3	同種工事施工実績	下水道管布設工事又は配水管布設替工事等。 ただし、1件（下水道管布設工事又は配水管布設替工事との合算可。）の工事請負額が1,500万円以上の実績に限る。 元請として平成12年4月1日以降に完成、引き渡し済みの工事。 なお、共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。
	4	配置予定技術者の資格	入札説明書に記載
日程	1	入札説明書等配付開始日	平成25年9月25日
	2	入札説明書等配付締切日	平成25年10月4日
	3	申請書受付開始日	平成25年9月25日
	4	申請書受付締切日	平成25年10月4日
	5	入札参加資格確認結果通知日	平成25年10月10日
	6	設計図書配付開始日	平成25年9月25日

	7	設計図書配付締切日	平成25年10月11日
	8	設計図書に関する質問開始日	平成25年9月25日
	9	設計図書に関する質問締切日	平成25年10月11日
	10	入札及び開札日時	平成25年10月22日 午前9時25分
提出書類	1	参加申請時	入札説明書に記載
	2	入札時	入札参加資格確認通知書 工事内訳書
入札参加資格に対する説明	1	質問	平成25年10月17日 午後5時まで
	2	回答	平成25年10月18日
入札の無効	入札参加資格のない者の行った入札 申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札 入札に関する条件に違反した入札 入札参加資格の要件を満たさなくなった者の行った入札		
入札保証金	免除		
契約保証金	契約金額の10/100 納付 ただし、有価証券の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証又は履行保証保険契約締結による保証を行った場合は、契約保証金を免除する。		
低入札価格調査制度	適用		
支払条件	前金払	請求できる	
	中間前金払	請求できる	
問い合わせ先	甲府市総務部契約管財室契約課 〒400-8585 甲府市丸の内一丁目18番1号 電話055-237-5124		

任免辞令

(市長事務部局)

降 矢 恵

技術職員に採用する
助産師を命ずる
市立甲府病院看護部技師を命ずる

鈴 木 杏 美

技術職員に採用する
看護師を命ずる
市立甲府病院看護部技師を命ずる

以 上 発 令 日 平成25年 9月 1日

田 中 茂 樹

甲府市監査委員に選任する

以 上 発 令 日 平成25年 9月30日

--	--